



ならしん REPORT 2026

奈良信用金庫の状況



奈良信用金庫

ごあいさつ

皆さまには、平素より私ども奈良信用金庫をご利用、お引き立ていただき厚くお礼申し上げます。

本年度も、当金庫の業績推移や1年間の活動状況を編集した「ならしんレポート2026」を作成いたしました。是非ご高覧いただき、当金庫へのご理解をより一層深めていただければ幸いです。

昨年は、雇用・所得環境の改善により、個人消費に持ち直しの動きも見られはじめる一方、物価高の影響は大きく、地域のお客さまの生活に大きな変化をもたらすものとなりました。また、中小零細企業においては、エネルギー・原材料価格の高止まりに加え、賃金水準の上昇を十分に価格転嫁できない状況が続き、依然として厳しい経営環境にあります。

地域経済においては、人口減少・少子高齢化、事業承継問題、金利環境の変化など、構造的課題が一段と顕在化しています。これらの課題に対するニーズは日々変化しており、地域金融機関として、当金庫はその変化を的確に捉え、真摯に向き合っていく責務があります。

このような経済環境の下、当金庫は「信用金庫」の原点である相互扶助の精神に立ち返り、地域のお客さまに真に必要とされる質の高い金融機関「エクセレント・スモールバンク」を目指し、業務に取り組んでまいりました。お客さまの夢の実現に向けて、本業支援態勢の強化、課題解決型提案の充実、審査の迅速化や職員の専門性向上など、お客さまの多様化するニーズに対し、迅速かつ適切に応えるための体制構築に努めてまいりました。

さて、2026年度は中期計画である「エクセレント・スモールバンク計画」の最終年度・3年目を迎えます。今年度は、信用金庫の理念と信念を大切にしながら、これまで以上に考動と行動を深化させ、他金融機関との差別化を図り、当金庫の強みをより確かなものとして確立させてまいります。地域のお客さまにとってどのようなことでも相談できるオンリーワンの金融機関となるために、職員一人ひとりが考え、行動し、地域の発展のために挑戦を続けてまいります。

今後も奈良信用金庫は「顧客本位の業務運営」を徹底し、お客さまの支えとなる金融サービスを提供し、地域の皆さまから信頼される信用金庫を目指してまいりまいる所存でございますので、今後とも変わらぬご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆さま方の益々のご繁栄とご健勝を心から祈念いたします。

2026年7月



理事長
菊澤 竜一

当金庫概要

名 称	奈良信用金庫(ならしん)
創 業	昭和3年9月
代 表 者	理事長 菊澤 竜一
本 店 所 在 地	奈良県大和郡山市南郡山町529番地の6
電 話 番 号	0743-54-3111(代表)
役 職 員 数	199人
店 舗 数	15店舗(うち出張所3店舗)
会 員 数	14,874人
出 資 金	492百万円
預 金	347,333百万円
貸 出 金	188,568百万円
営 業 地 区	奈良市、大和郡山市、生駒市、天理市、大和高田市、橿原市、香芝市、桜井市、御所市、五條市(旧西吉野村・旧大塔村を除く)、葛城市、生駒郡、山辺郡、磯城郡、北葛城郡、京都府木津川市、京田辺市、相楽郡精華町、大阪府四條畷市、大東市、東大阪市(2026年3月末現在)

経営理念

奈良信用金庫は、お客さまに信頼され親しまれる
金融機関としてお客さまと共に繁栄し、発展します。

1.【お客さま本位の経営】

金融サービス業としての使命感を持って、お客さまの繁栄と発展に貢献します。

2.【地域金融機関としての経営】

地域の個人、中小企業のお役に立ち、地域経済の繁栄と発展に貢献します。

3.【健全経営】

堅実、公正な経営により、健全な経営体質を堅持します。

4.【人材育成】

高い見識と倫理観を備えた、実践力のある人材を育成します。

5.【職場風土の醸成】

豊かな人間性に溢れた、明るい風通しの良い職場風土を醸成します。

シンボルマーク

シンボルマークに込められた〈ならしん〉の3つの願い

【2つの輪】……………共存

「2つの輪はお客さまと〈ならしん〉との尽きることのない結びつき…」

協同組織による地域金融機関として地元の皆さまとともに歩み続ける〈ならしん〉。皆さまに愛され親しまれ、そして互いに信頼で結ばれた、地域になくてはならない信用金庫を目指します。

【外円への空間】……………発展

「外円への空間は無限に伸びる将来…」

金融を通じて地元の皆さまの繁栄に奉仕します。また、堅実経営に徹し、〈ならしん〉も成長してさらに皆さまのお役に立ち、互いの悠久の発展を目指します。

【若草色】……………活力

「若々しく、明るく、清新な若草色…」

活気に満ち、夢ゆたかなまちづくりに誠心誠意尽くします。また、職員が明るく生き生きと働ける職場づくりを目指します。



〈ならしん〉の“な”をデザイン化

CONTENTS

ならしんお客さま笑顔宣言 ……………	03
(お客さま本位の業務運営に関する基本方針)	
共通KPIの取組状況について ……………	04
「経営者保証に関するガイドライン」への ……	05
対応方針について	
「金融仲介機能のベンチマーク」を ……………	06
活用した取組状況について	
ならしんの業績について ……………	07
主要な経営指標の推移 ……………	09
自己資本比率の状況 ……………	09
金融再生法開示債権の保全・引当状況 ……	10

コンプライアンスへの取組み ……………	11
個人情報管理の取組み ……………	12
リスク管理の状況 ……………	13

地域との関わり ……………	15
地域密着型金融の取組み ……………	16
金融円滑化の取組み ……………	16
CSRへの取組み ……………	19
トピックス ……………	20
総代会について ……………	21

融資業務 ……………	23
預金業務 ……………	23
その他業務・サービス ……………	23
セミナー・相談会のご案内 ……………	24
キャッシュカードのご利用について ……	24

貸借対照表 ……………	25
損益計算書・剰余金処分計算書 ……………	26
注記 ……………	27
主な事業に関する事項 ……………	29
預金に関する指標 ……………	30
貸出金等に関する指標 ……………	31
有価証券の現況 ……………	32
パーゼルIII開示資料編 ……………	33
自己資本の充実の状況等の開示	
開示項目一覧 ……………	46

金融ADR制度への対応 ……………	48
組織体制について ……………	49
主要な事業の内容 ……………	49
沿革 ……………	50
取扱手数料一覧 ……………	51
店舗一覧 ……………	53

ならしんの
経営方針について

お客さまへ

地域貢献

業務のご案内

資料編

金庫の概要

お客さまお一人おひとりのお考えを尊重し、お客さまの立場にたつて最善の利益を追求するとともに、夢や幸せな生活の実現をサポートしてお客さまを笑顔にすることが奈良信用金庫の事業の目的であり、当金庫役職員の活動目的です。奈良信用金庫はお客さまからの信認を得てこの目的を行うため、お客さま本位の業務運営により以下の方針を制定し、遵守することをここに宣言します。本方針は、より良い業務運営を実現するため適宜見直してまいります。

1 常にお客さまのお考えを尊重し、お客さまの立場において最善の利益を追求してまいります。

- (1) 当金庫は、お客さまの最善の利益がお客さまお一人おひとりの夢や幸せな生活に繋がると考え、お客さまの立場にたつてその実現のお手伝いをします。
- (2) 当金庫は「お客さま本位の業務運営」を徹底的に追求し、役職員は高度な専門性と職業倫理を保持し、お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまにどのような価値を提供できるかを常に考えるとともに、お客さまにとって最善の利益を図るようコンサルティング能力を高めてまいります。

2 お客さまお一人おひとりの思いを理解し、それにふさわしい金融商品やアドバイスを提供いたします。

- (1) お客さまの思いやお考えを対話を通して理解するよう努めるとともに、その時間を大切にしてお客さまとの価値観を共有してまいります。
 - (2) お客さまお一人おひとりの夢や幸せな生活の実現に向けたライフイベントや資産の形成に関するセミナー等を実施し、お客さまのお手伝いをする機会を設けてまいります。
 - (3) お客さまそれぞれのライフイベントを理解し、お客さまにふさわしいと考える金融商品を適合性も重視し提供してまいります。
 - (4) お客さまのお考え等を尊重し、「販売」としてのご提供ではなく、そのライフイベント等にふさわしい商品をお客さまご自身に選択いただく「ご購入」の姿勢でご提供してまいります。またご提供商品はお客さまの視点に基づいて適宜見直してまいります。
 - (5) 合理的根拠の乏しい金融商品の乗換取引や回転売買のほか、ご融資取引等が発生する、あるいは今後発生する可能性のあるお客さまに対して、優越的地位を不当に利用するご提案はいたしません。
 - (6) 地域のみなさまに対して、お客さまの投資判断にお役立てできる、商品特性、リスクやリターンの大きさ、現在の市場動向等の情報提供に努めてまいります。
 - (7) 金融商品の販売にあたり、お客さまにご負担いただく手数料については、契約締結前交付書面や目論見書、販売用資料等にて、その詳細をわかりやすく説明し、お客さまが正しい投資判断が行えるよう手数料の開示に努めてまいります。
 - (8) お客さまの最善の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる投資運用会社等の金融商品組成事業者と連携し、より良い商品やサービスを提供できる仕組みづくりに取り組みます。
 - (9) 取扱商品をご契約いただいたお客さまの属性や投資目的、販売状況に関する情報等（個人情報を除く）を金融商品組成事業者と共有いたします。共有した情報は、金融商品組成事業者の想定と当金庫の販売実態に乖離がないか検証し、取扱商品のラインナップや販売方法の見直しに活用してまいります。
- ※当金庫は金融商品の組成会社等の委託を受け商品の販売を行っております。（金融商品の組成には携わっておりません）

3 お客さまの利益が不当に害されることがないように、利益相反の適切な管理に取り組んでまいります。

- (1) 当金庫は、お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反の適切な管理体制を定め、お客さまの利益の保護を図ります。

4 お客さまにご理解いただけるよう重要な情報については、分かりやすくご説明してまいります。

- (1) 金融商品をご提供するにあたり、お客さまにとっての「必要性」「選定理由」「手数料等の費用」「リスク」等、重要な情報を目論見書や販売用資料、タブレット端末等を活用して、お客さまに十分ご理解いただけるまで丁寧にわかりやすくご説明します。
- (2) はじめて金融商品をご検討されるお客さまや高齢のお客さまについては、その情報について販売前にご理解いただけるかを検討し、ご高齢のお客さまには販売後にも、十分にご理解いただけたかをより慎重に確認します。
- (3) 金融商品の販売後も夢や幸せな生活の実現に向けて継続的なサポートはもちろんのこと、お客さまのお考えやライフステージの変化等に対しても継続的なコンサルティングに努めてまいります。

5 この宣言を遵守するため、常にお客さまからの声に耳を傾け、役職員が一丸となってお客さま本位の企業風土が定着するよう取り組んでまいります。

- (1) 当金庫はこの宣言を運営の根幹とするとともに、それが金庫文化となる組織づくりを目指してまいります。
- (2) 役職員間での協力を惜まず、全役職員でお客さまお一人おひとりの夢や幸せな生活の実現のお手伝いをする企業文化を醸成するよう努力してまいります。
- (3) 全役職員がお客さまのさまざまなお考えにお応えできる知識、スキル向上に努めてまいります。
- (4) 営業活動を通じてお客さまの声を収集、検証し、取組の改善に繋げてまいります。
- (5) お客さま本位の業務運営が企業風土として定着するように、真にお客さまの利益に合う提案やコンサルティングが評価される業績評価や人事評価の態勢を構築してまいります。
- (6) この宣言の遵守状況については、定期的に検証を行い、経営陣はこの宣言が定着するよう努めてまいります。

以上
(2026.6改訂)



金融庁公表の「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係についてはこちらをご確認下さい。



共通KPIの取組状況について



「ならしんお客さま笑顔宣言」に基づいた当金庫の預かり資産の提案活動についてご報告いたします。

ならしんの
経営方針について

お客さまへ

地域貢献

業務のご案内

資料編

金庫の概要

1

常にお客さまのお考えを尊重し、
お客さまの立場において最善の利益を追求してまいります。

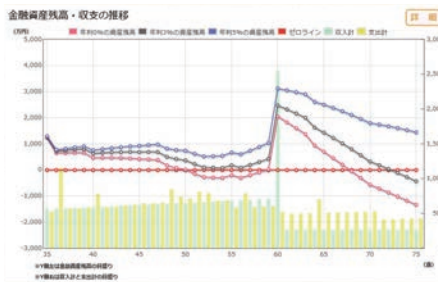
- ご来店またはご訪問先のお客さまより頂いた「お客さまの声(要望等)」に基づき要因分析を行い、誠実・公正な情報提供やご提案となるように努めました。

2

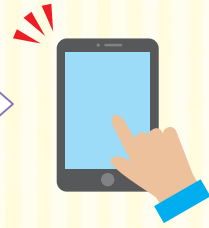
お客さまお一人おひとりの思いを理解し、
それにふさわしい金融商品やアドバイスを提供いたします。

- 預かり資産ご案内ツール「しんきん預かり資産ナビ」を用いてキャッシュフロー表の作成を行う等、お客さまへのご案内に活用いたします。お客さまの情報(知識、経験、財産、契約の目的)、ご意向や夢をお伺いしキャッシュフロー表を作成することで、世帯単位の課題を見える化し、お客さまの将来の夢や目標の実現をサポートいたします。

キャッシュフロー表



©Know's i-land, INC.2026



3

お客さまの利益が不当に害されることがないように、
利益相反の適切な管理に取り組んでまいります。

- 当金庫は、お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反の適切な管理体制を定め、お客さまの利益の保護を図ります。

4

お客さまにご理解いただけるよう
重要な情報については、分かりやすくご説明してまいります。

- 手数料等のコスト、リスクや基準価額の推移、商品内容を預かり資産ご案内ツール「しんきん預かり資産ナビ」、重要情報シートなどを用いて分かりやすくご説明のうえ、ご理解度を確認させていただきます。
- 投資信託をご購入後、6ヶ月に一度(ご高齢のお客さまは3ヶ月に一度)運用状況をご報告いたします。

5

この宣言を遵守するため、常にお客さまからの声に耳を傾け、役職員が一丸
となってお客さま本位の企業風土が定着するよう取り組んでまいります。

- 相談業務のコンサルタントとして認定された職員がMA(マネーアドバイザー)として情報提供や提案活動を行っております。
- オンライン会議システムや動画を活用した研修により、職員の能力向上を図っています。
- よりいっそうお客さまのお役に立てるよう専門性を高めてまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」への 対応方針について

当金庫は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、
遵守してまいります。

当金庫は、地域の中小企業に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与することが、事業地域が限定された協同組合組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命であると認識し、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいりました。

また、中小企業者様へのご融資に際しご提供いただく個人保証につきましても、契約時に保証の意思を慎重に確認させていただくとともに、保証契約期間中も保証内容のお問い合わせに関して適切な対応に努めるとともに、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当金庫は本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しております。

当金庫は、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人であるお客さまが本ガイドラインに則った保証債務の整理を申し立てられた場合には、真摯に対応するよう努めてまいります。

経営者保証に関するガイドラインを融資慣行として 浸透・定着させるための取組方針(2023年4月制定)

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産および収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業継承時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。



同ガイドラインの詳細につきましては、下記のホームページをご参照ください。

- 日本商工会議所 (<https://www.jcci.or.jp/>)
- 全国銀行協会 (<https://www.zenginkyo.or.jp/>)

「金融仲介機能のベンチマーク」を 活用した取組状況について



◇当金庫の取組み方針

当金庫は、単に資金供給者の役割を果たすのみに止まらず、お客さまとの密接な関係を長く維持することにより蓄積された貴重な情報を基に事業性評価(事業の持続可能性や事業の成長性等の適切な評価)を行い、お客さまの更なる発展や改善に資するコンサルティング機能を発揮することにより、地域における金融仲介機能を果たすことで、地域社会の発展に貢献できるものと考えております。

地域社会の発展に貢献する取組みを強化するため、「金融仲介機能のベンチマーク」等を活用し、当金庫の取組み状況を点検・評価することで、金融仲介機能をさらに高めてまいります。

「金融仲介機能のベンチマーク」とは

金融庁が2016年9月に、金融機関における金融仲介機能を客観的に評価出来る指標として公表しました。具体的な項目は、全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するための活用可能な「共通ベンチマーク」と、各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択可能な「選択ベンチマーク」と、金融機関において金融仲介の取組みを自己評価する上でより相応しい独自の指標がある場合に活用する「独自ベンチマーク」で構成されています。

◇共通ベンチマーク

○取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

……地域における創業や新規事業の展開を積極的にサポートしてまいります。

■当金庫が関与した創業・第二創業の件数

	2024年度	2025年度
関与した創業・第二創業の件数	42件	43件

※期間中に創業支援に関連する融資を取組した先数を計上しております。

○担保・保証依存の融資姿勢からの転換

……担保や保証に必要以上に依存することなく、適切な事業性評価を行い、お客さまの成長・発展・改善に資するソリューションを提供してまいります。

■当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先及び融資額及び全与信先数及び融資額に占める割合

	2025年3月末		2026年3月末	
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	601先	640億円	599先	639億円
上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	27.9%	75.3%	26.7%	73.2%

※割合の算出に関して、先数及び融資残高共に事業性評価実施対象外先は除いております。

◇選択ベンチマーク

○事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資

……当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」などの趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

経営者保証に関するガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針については、P.5に掲載しております。

	2024年度	2025年度
新規に無保証で融資した件数	448件	595件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	49.6%	54.9%
保証契約を解除した件数	36件	25件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	2件

01

ならしんの 経営方針について

今年度も順調な業容とたしかな 資本で経営は安定しています

— ならしんの業績について —

2026年3月期決算の概況

2025年度は、「お客さま本位の経営」「地域金融機関としての経営」「健全経営」「人材育成」「職場風土の醸成」の経営理念のもと、地域経済発展と地域の皆さまの幸せの実現に向け、組織機能の向上に努めるとともに、お客さまとの「共通価値の創造」を推進してまいりました。

収益面では、堅調な業容の推移と地域のお客さまへの支援機能の強化に取り組んだ結果、当期純利益は394百万円となりました。また、継続的な資本の積み上げにより、自己資本額は前期比326百万円増加の16,601百万円となりました。自己資本比率は前期比0.03ポイント上昇し8.46%となるなど、経営の健全性は向上しております。

今後とも、お客さまにご満足いただける金融サービスを提供し、地域の皆さまや中小企業の皆さまに事業の継続を安心して進めていただくために、当金庫の経営の安全性をより高め、地域の繁栄に貢献するよう努めてまいります。

▶ 預 金

2025年度の預金積金の期末残高は3,473億円となり、前期比5億円(0.1%)減少しました。また、期中平残は3,432億円、前期比119億円(3.3%)の減少となりました。

このうち、一般預金は期末残高が前期比44億円(1.4%)減少し3,071億円、期中平残が前期比42億円(1.3%)減少して3,079億円となりました。

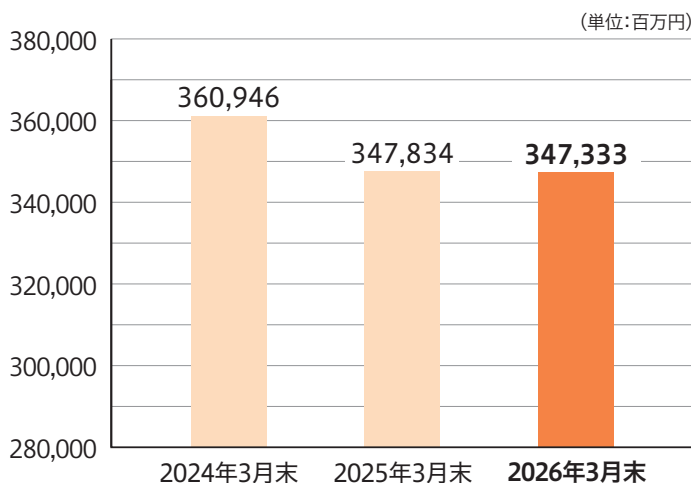
お客さまの資産形成の一助となるべく、夏季および冬季の2回にわたり定期預金キャンペーンを実施いたしました。また、将来資金の積立へのお手伝いとして、2025年9月より「法人向け特別優遇定期積金」、同年11月より「個人向け特別優遇定期積金」の取扱いを開始し、法人・個人向け合計で契約高17億円を募集いたしました。

一般預金の内訳では、個人預金の期末残高が2,578億円、前期比82億円(3.1%)減少しましたが、法人預金の期末残高は493億円、前期比38億円(8.4%)増加しました。法人預金は3年連続で増加しており、一般法人向け貸出金の推進や取引深耕の成果によるものと考えています。公金預金の期末残高は400億円となり、前期比39億円(10.8%)増加しました。

お客さまの資金運用相談として、預金のご案内に加えて預かり資産の販売にも取り組んでおり、市場金利上昇の中で保険商品の販売額は11億円となり、前年度の2億円から大幅に増加しました。

またMA(マネーアドバイザー)が中心となり、地域の高等専門学校において金融教育を実施するなど、若年層の金融リテラシー向上に努めました。

預 金
347,333
百万円



▶ 貸 出 金

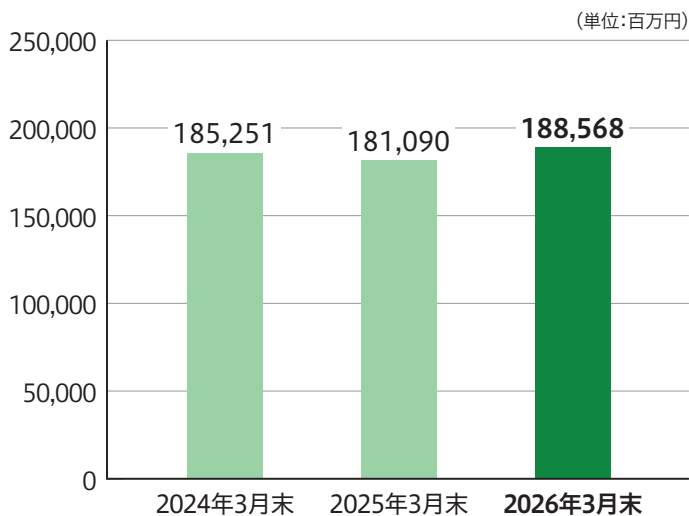
2025年度の貸出金は、期末残高が1,885億円となり、前期比74億円(4.1%)増加しました。期中平残は1,816億円となり前期比11億円(0.6%)増加しました。一般貸出金は、期末残高が前期比4億円(0.3%)増加し1,425億円、期中平残は前期比2億円(0.7%)減少して1,406億円となりました。地方公共団体向け貸出金は、期末残高が前期比70億円(18.2%)増加し454億円、期中平残も前期比14億円(3.4%)増加し、403億円となりました。また、事業性貸出金の期末残高は前期比17億円増加し、851億円となりました。

貸出金残高は5期ぶりの増加となりました。これは、2023年度に招聘した本業支援専門家による事業者支援の成果が着実に現れたことに加え、商工会等の地域団体との連携強化により、新たな融資制度「みらい創生ローン」を活用した新規融資の推進が図られたこと、さらには不動産分譲案件への積極的な取組みが実を結んだことによるものです。新規事業先向け貸出金は227件、32億円を取り組みし、取引事業先数は2,231先となりました。

また、個人ローンでは、マイカーローンの残高の増強に向け、各エリアの自動車整備・販売会社を対象とした勉強会を実施し、商品内容の周知に努めました。その結果、第4四半期には、140件の5億2百万円を取組したことで残高は36億円となり、前期比3億円の増加となりました。

貸 出 金

188,568
百万円

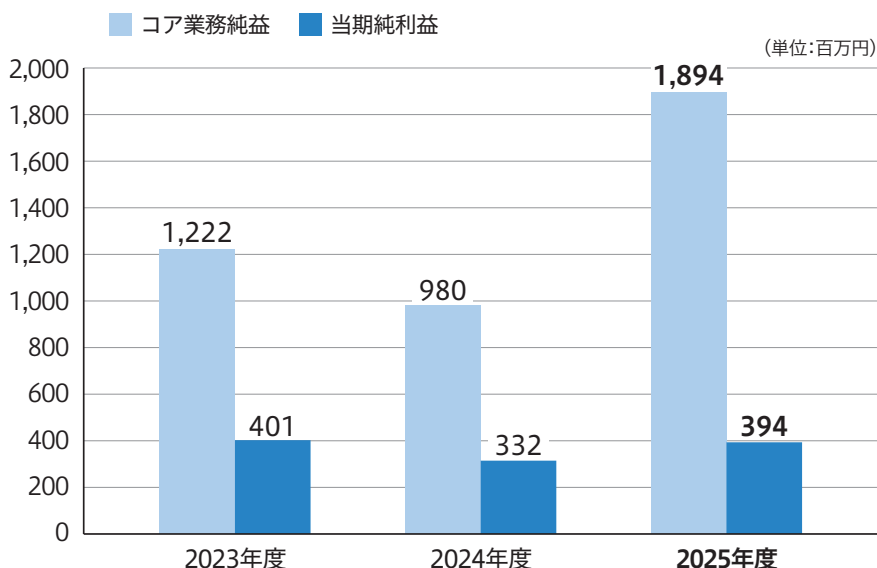


▶ 損 益

政策金利の引き上げ及びそれに伴う適正金利の見直しにより、貸出金利回りは前期比0.21ポイント上昇したことに加え、残高においても期中で前期比1,122百万円増加したことで、貸出金利息は前期比393百万円と大幅な増加となりました。一方で、預金については金利のある世界により利回りが0.11ポイント上昇し、利息についても前期比370百万円増加となったものの、預金貸出金利鞘は0.07ポイント上昇し本業で稼ぐ収益体制は向上されてきております。

また、有価証券運用においては、イラン情勢等により不安定さが続く市場の中で、将来のリスクを低減するために損切りを実施しつつ、環境変化への柔軟な対応と将来の安定的な収益基盤構築を見据えた運用により、有価証券利回りと金銭の信託利回りともに前期比で大幅な上昇となっております。上記要因により、本業での収益力を示すコア業務純益は1,894百万円と前期比913百万円の大幅な増加となりました。

経営理念である「お客さま本位の業務運営」および中期計画で当庫が掲げている『エクセレント・スモールバンク』を徹底して推進した結果、当期純利益は期初計画と前期比を上回り394百万円計上することができました。



健全な経営体質が 私たちならしんの強みです

主要な経営指標の推移

(単位:百万円、%、人、千口)

区 分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経 常 収 益	4,458	4,655	4,527	4,706	6,627
経 常 利 益	709	691	570	462	577
当 期 純 利 益	374	433	401	332	394
業 務 純 益	1,039	1,052	854	573	△ 28
実 質 業 務 純 益	1,098	752	861	558	△ 52
コ ア 業 務 純 益	940	1,243	1,222	980	1,894
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	882	1,090	943	958	1,742
業 務 粗 利 益	3,700	3,394	3,426	3,303	2,710
資 金 運 用 収 支	3,523	3,837	3,779	3,693	4,628
資 金 運 用 収 益	3,670	3,924	3,860	3,967	5,260
資 金 調 達 費 用	147	88	82	279	650
役 務 取 引 等 収 支	12	2	△ 26	△ 12	△ 28
役 務 取 引 等 収 益	223	225	215	249	252
役 務 取 引 等 費 用	210	222	241	261	281
そ の 他 業 務 収 支	163	△ 446	△ 326	△ 377	△ 1,888
そ の 他 業 務 収 益	324	239	151	62	219
そ の 他 業 務 費 用	160	685	478	440	2,108
業 務 粗 利 益 率	0.99	0.91	0.92	0.99	0.81
預 金 残 高	361,869	355,815	360,946	347,834	347,333
貸 出 金 残 高	200,551	195,170	185,251	181,090	188,568
有 価 証 券 残 高	123,148	116,999	109,728	115,611	112,840
純 資 産 残 高	15,748	13,187	15,052	14,006	16,032
総 資 産 残 高	390,674	377,612	384,566	370,290	371,238
単 体 自 己 資 本 比 率	8.20	8.28	8.32	8.43	8.46
会 員 数	15,178	15,073	15,015	14,903	14,874
出 資 金	510	507	503	499	492
口 数	10,210	10,145	10,076	9,997	9,853
配 当 金 総 額 (1口50円当たり)	20 (2円)	20 (2円)	20 (2円)	19 (2円)	19 (2円)
職 員 数	212	204	200	194	192

(注)1.資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

2.総資産額には債務保証見返を含んでおりません。

3.業務純益＝業務収益－(業務費用・金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

4.実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

5.コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

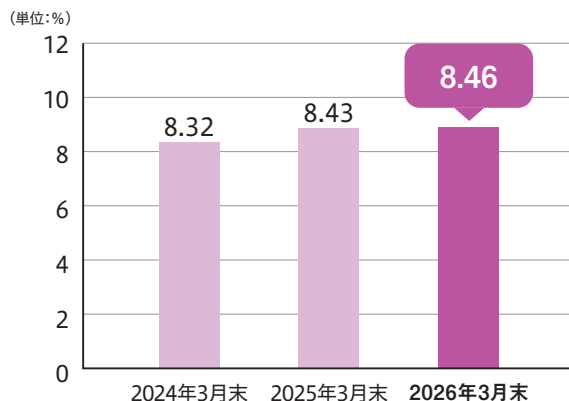
国債等債券損益は、国債等債券売却益・国債等債券償還益・国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

自己資本比率の状況

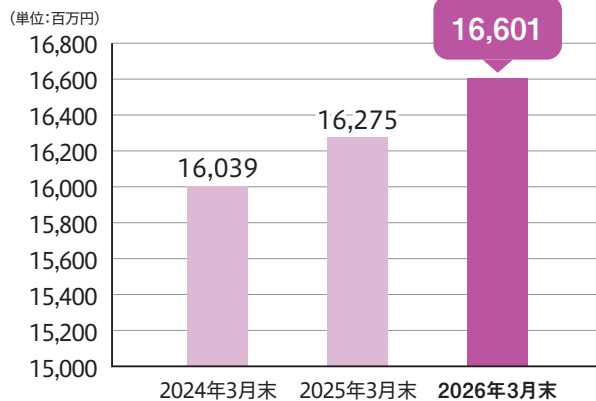
自己資本比率は前期比0.03ポイント上昇の8.46%となりました。安定的な収益の確保に向けた有価証券運用等でリスクアセットが前期比3,303百万円増加しましたが、当期利益394百万円計上できたことで自己資本は前期比326百万円増加しております。

なお、当金庫の自己資本比率は、国内金融機関の安全性の基準とされる4%(国内基準)を大きく上回っており、健全な財務体質を維持しております。

■ 自己資本比率の推移



■ 自己資本額の推移



金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2024年度	548	548	465	83	100.0%	100.0%
	2025年度	499	499	366	132	100.0%	100.0%
危険債権	2024年度	3,915	3,204	2,408	796	81.82%	52.79%
	2025年度	4,115	3,101	2,240	860	75.36%	45.91%
要管理債権	2024年度	188	139	100	39	74.11%	44.54%
	2025年度	349	310	237	72	88.66%	64.54%
	三月以上延滞債権	2024年度	—	—	—	—	—
		2025年度	32	23	16	72.28%	42.68%
	貸出条件緩和債権	2024年度	188	139	100	74.11%	44.54%
		2025年度	317	286	221	90.34%	68.11%
小 計 (A)	2024年度	4,653	3,892	2,974	918	83.65%	54.70%
	2025年度	4,964	3,910	2,845	1,065	78.77%	50.29%
正常債権 (B)	2024年度	176,730					
	2025年度	183,879					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2024年度	181,383					
	2025年度	188,843					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。



ならしんは法令遵守の意識を徹底しています

コンプライアンス

当金庫は、今日まで法令諸規則等のみならず社会的ルールにも準拠した経営と業務活動に努め、創意と工夫を活かしたきめ細かな金融サービスを提供してまいりました。コンプライアンス体制についても、企業倫理確立のため役職員が遵守すべき「奈良信用金庫行動綱領」、「勧誘方針」、「プライバシーポリシー」、「法令遵守に係る基本方針」、「顧客保護等管理方針」、「反社会的勢力に対する基本方針」、「セキュリティポリシー」、「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー」の制定並びに関連内部規定等の整備に取り組んでおります。さらにはコン

プライアンス委員会や担当部署の活動、役職員研修の充実等によりコンプライアンス体制の確立のため日々努めております。

これからもコンプライアンス体制の整備・維持・強化のため、コンプライアンスの実践に向けてのプログラムやマニュアルの見直し、あるいは内部監査、監事、監査法人などによる厳正なチェックにより、さらなるコンプライアンス体制の強化に努め、役職員一人ひとりに遵法精神の徹底を図ってまいります。

コンプライアンス体制

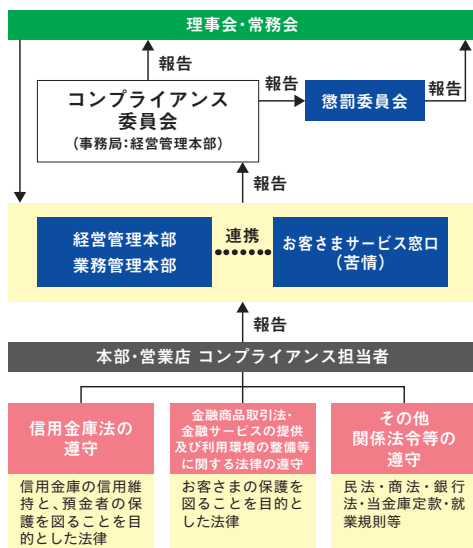
当金庫はコンプライアンス体制の確立を最重要課題のひとつと位置付けて、1999年にコンプライアンス室を設置し、コンプライアンスプログラムやコンプライアンスマニュアルおよび規定等を制定し、研修・啓蒙活動を通じて全役職員にコンプライアンスの周知徹底を図ってまいりました。

さらに、遵守姿勢の維持・強化・管理を徹底し、体制不備を未然に回避し、「真のコンプライアンス」を企業風土として定着させることを目的として、2006年にコ

ンプライアンス統括部(現:経営管理本部)に再編成するとともに「コンプライアンス委員会」を設置しました。

コンプライアンス委員会は、法務リスク全般の有効かつ適切なコントロールを実施し、金庫経営におけるコンプライアンス体制の徹底を図る組織と位置付けております。

コンプライアンス体制組織図



公益通報制度

2025年度は、外部対応窓口(顧問弁護士)を通じて1件受理しています。通報者へは、顧問弁護士を通じて報告書を提出しています。

奈良信用金庫 行動綱領

信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保など、お客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない「誠実かつ公正」な業務運営を遂行する。

地域社会とのコミュニケーション

金庫経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

人権の尊重

すべての人々の人権を尊重する。

従業員の働き方、職場環境の充実

従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

社会参画と発展への貢献

信用金庫は地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。これら勢力とは、信用金庫単体での取引のみならず、他社(信販会社等)との提携による金融サービスの提供などを含む全ての取引において、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

カスタマーハラスメント基本方針

1. はじめに

当金庫は、「お客さまに信頼され親しまれる金融機関としてお客さまと共に繁栄し、発展します」という経営理念のもと、全役職員がお客さまからの信用や信頼に応え、ご満足いただける金融等サービスを提供することに取り組んでおります。

この経営理念の実現のためには、お客さまとの良好な協力関係の構築が不可欠です。また、職場内における「人権の尊重」、「職員の働き方、職場環境の充実」に取り組む、職員の健康と安全に考慮した働きやすい環境をつくる必要があります。

その実現のため、「カスタマーハラスメント基本方針」を定めました。

2. カスタマーハラスメントに該当する行為

(1)お客さまによる暴言・暴力／①暴力行為 ②威嚇、脅迫的な発言・文章 ③職員に対する侮辱的発言・文章 ④職員の人格の否定や名誉を毀損する発言・文章 (2)過剰または不合理な要求／①正当な理由のない過度な要求 ②契約や規約の範囲を超えた対応(返金、サービス提供等)の要求 ③同じまたは不合理な要望や問合せの過剰な繰り返し ④合理的理由のない謝罪要求 ⑤拘束的な行動(不退去、居座り、監禁)

(3)お客さまによるその他ハラスメント行為／①職員のプライバシー侵害行為 ②職員へのセクシャルハラスメント・差別的な言動 ③その他各種ハラスメント行為

(4)お客さまによるその他迷惑行為／①SNSやインターネット上での誹謗中傷等

3. カスタマーハラスメントへの対応

(1)事前対応／①カスタマーハラスメントの基本方針を明確にし、金庫内外に向け組織として対応することを示します。 ②カスタマーハラスメントに関する職員向け相談窓口を設置(お客さまサービス窓口内)し、相談対応を整備します。

(2)発生時対応／①対象となる事案が発生した場合は、事実関係等の確認を行います。 ②悪質なカスタマーハラスメントの場合は、外部機関・外部専門家(警察・弁護士)に協力を仰ぐとともに、お取引をお断りまたは中止させていただく場合がございます。 ③カスタマーハラスメント被害にあった職員の心身両面のケアを最優先します。

4. お客さまへのお願い

お客さまにおかれましては、本方針に対するご理解とご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

サイバーセキュリティ基本方針

当金庫では、サイバーセキュリティリスクへの対応を経営上の重要課題の一つとして捉え、適切な安全管理を実現するため、サイバーセキュリティ基本法、サイバーセキュリティ経営ガイドライン、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な態勢整備に努めます。

1. 目的と方向性

- (1) 顧客情報を含む重要な情報資産を保護します。
- (2) サイバー攻撃による被害を防止し、影響を最小限に留めます。
- (3) 経営陣が自らサイバー攻撃に対して、リーダーシップを発揮しサイバーセキュリティ対策を推進します。

2. 法令遵守と関係先への対応

- (1) 関連法規制を遵守します。
- (2) お客さま、地域社会等のステークホルダーの期待に応えます。
- (3) サイバー攻撃事象の検知により、お客さまや業務に影響が出る場合は、遅滞なく関連団体(当局等)へ報告します。

3. 管理態勢の整備

- (1) 経営陣は最高情報セキュリティ責任者(CISO)を任命し、CISOは情報セキュリティにかかるリスク管理を統括します。また、インシデント発生時は指揮をとり事態収拾を図ります。
- (2) 情報収集、分析、インシデント対応等の態勢を構築します。

4. 人材育成と金庫内風土の醸成

- (1) 役職員に対するサイバーセキュリティにかかる教育・訓練を継続的に行います。
- (2) セキュリティ意識の高い金庫内風土を醸成します。

5. 監査

- (1) サイバーセキュリティ管理態勢について、定期的な監査と管理態勢の有効性を検証します。
- (2) 監査結果を踏まえ、継続的に改善を図ります。

6. 連携・情報共有

- (1) 金融ISAC等の外部機関との連携および奈良県下金融機関との共助の取組を通じて情報共有を行います。

本基本方針に基づき、役職員が一丸となってサイバーセキュリティ対策に取組んで参ります。

金融商品にかかる勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」にもとづき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。

3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

利益相反管理方針について

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護

するため利益相反管理方針を制定するとともに、関連内部規定等を整備し、お客さまからの信頼を向上させるため適切に取組んでおります。

個人情報管理の取組み

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまを識別し得る情報を適切に保護することが、重要であると認識しております。個人情報保護方針に基づき安全管理措置として、外部侵入者防止のための入退室管理システムや個人情報漏洩防止のためのIC認証シス

テムを導入し、個人情報を適正かつ厳格に取扱ひしております。これからも、お客さまの個人情報を大切に取扱うよう、役職員の研修やシステムの充実を進め、適切な取扱いへの努力を続けてまいります。

奈良信用金庫のプライバシーポリシーおよびお預かりした個人情報の利用目的につきましては、当金庫営業店に掲示または備え付けしております。
当金庫のホームページでも公表しております。

個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

1. 当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報等の適切な保護と利用を図るために、「個人情報の保護に関する法律」「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法といふ。)」および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守します。
2. 当金庫は、当金庫の業務において取扱う個人情報等の利用目的を特定し、当金庫のホームページ等に公表します。法令等を遵守した適切な個人情報等の取得、利用および提供を行うとともに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報等を取扱うこと

はいたしません。個人情報について、利用目的の範囲を超える場合は、法令等に定める場合を除き、ご本人の同意を得ることといたします。

3. 当金庫は、個人情報等の取扱いに関する苦情および相談を受けた場合は、その内容について迅速に事実関係を調査し、合理的な期間内に誠意を持って対応いたします。
4. 当金庫は、取得した個人情報等を適切に管理するため、組織的・人的・物理的・技術的な安全管理措置を講じ、個人情報等の漏洩、滅失または毀損の防止および是正に取組みます。
5. 当金庫は、社会情勢・環境の変化等を踏まえて、継続的に見直し、個人情報等を保護するための取組みを改善いたします。

マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策ポリシー

当金庫は、マネー・ローndリング及びテロ資金供与(以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

常務会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程・手順等の策定、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするため必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また自金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した際や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主官部は経営管理本部とし、経営管理本部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取組みます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客の属性や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析を行い、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主官部である経営管理本部による営業店における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. お客さま宛周知・広報活動

お客さまからの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店にて、お客さまからの理解を得るための周知、広報活動に取組みます。

以上

ならしんは適切なリスク管理により
健全経営に努めています

リスク管理の基本方針

社会的、公共的責任を背負う地域金融機関の最大の使命は、良質且つ円滑な金融サービスの提供を通じて地域の繁栄、発展に寄与することだと考えております。この使命を遂行するためには、経営の危機的事態(リスク)を未然に察知および回避し、金庫経営の揺ぎ無い「健全な財務体質」と「強靱な経営体質」を構築することで業務の健全性と適切性を確保することが不可欠であり、リスク管理は経営管理上の最重要事項と言えます。

当金庫のリスク管理方針は、リスクの特性によりリスクを

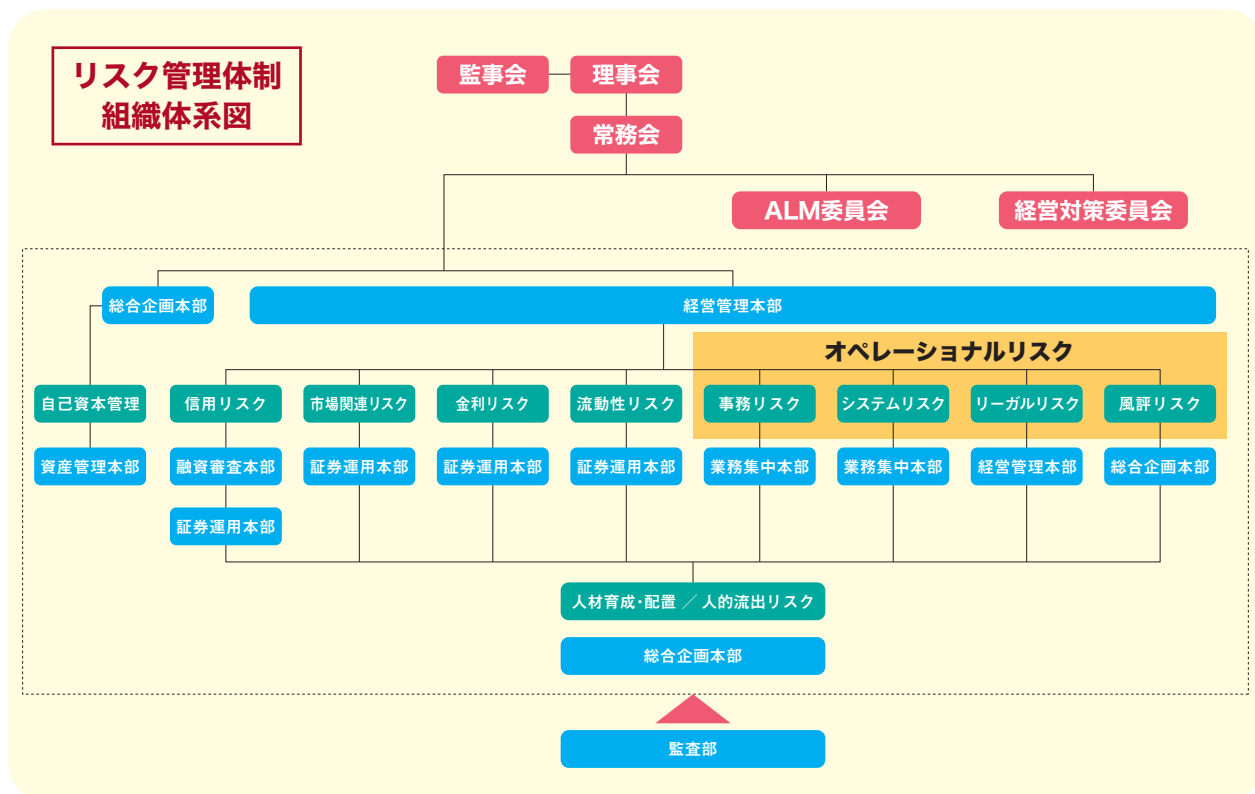
適正にコントロールしつつ収益の拡大を図っていく「コントロールすべきリスク」とリスクの発生自体を予防することでリスクの極小化に努める「極小化すべきリスク」に大別して管理し、リスクの計測についても単なる計測手法の高度化だけではなく、リスク認識されたリスクファクターに対する将来への備えや対策、役職員の方向性や行動の決定など実行面の高度化を意識した体制の構築を目指していくことを基本方針としております。

リスク管理体制の整備

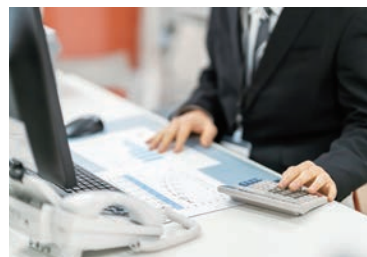
単なるリスクの極小化を目的としたリスク管理は、適切な収益機会を逃すばかりでなく地域金融機関としての存続意義を失墜しかねません。適切なリスク管理を行いながら必要なリスク・テイクを行うことは、中小企業育成という地域経済に貢献する社会的使命を担う信用金庫の責務であります。

当金庫では、適切なリスク管理を実行するために、以下の組織体制を敷いて運営・管理を行うとともに、金融庁検査、日本銀行考査を定期的に受けて経営の透明性、健全性に努めております。

1999年	コンプライアンス室設置
2000年	リスク管理プログラム制定 監査法人による外部監査導入
2001年	コンティンジェンシープログラム制定
2002年	セキュリティポリシー制定
2004年	個人情報管理室設置
2006年	コンプライアンス統括部設置 リスク量の計量化開始
2007年	統合的リスク管理規定制定 リスク管理室設置
2018年	リスク管理統括部設置
2022年	経営管理本部設置 (本部機構改革による部署名変更)



(2026年7月1日現在)



統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、各業務ラインが保有するリスクのうち、計量が可能なもの(信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスク)について、その全てが同時に発生した場合においても損害が自己資本に対して一定の範囲内で収まるようリスクを管理し、コントロールを図ることをいいます。

当金庫では各リスク量に対応した資本を配賦することで、各リスクおよびリスク全体が金庫に与える最大ダメージを想定し、ALM委員会等で協議検討することによって経営体力に見

合ったリスク制御と戦略的なリスク取得を図り、リスク・収益のバランスコントロールにより、業務の健全性を維持しながら、安定収益と自己資本を確保していくよう努めています。

なお当金庫では、バーゼルⅢに関する各リスクに対して下記の管理手法でリスクマネジメントを実施しております。(バーゼルⅢに関連した管理手法につきましては、用語解説も合わせてバーゼルⅢの開示ページをご覧ください)

信用リスク管理

信用金庫に課せられた使命は、相互扶助の精神に基づいた地域伸展への貢献であることから、融資部門の信用リスク管理は最重要リスクファクターであり、単なる計量化にとどまらず、普段の業務活動における実態把握によって信用供与先の財務状況悪化などのリスクを早い段階で発見できる体制が必要とされています。

信用リスクを計測するにあたっては、過去データを基準とした信用VaRを活用し計量を行っているほか、与信集中リスクに関しても大口ローンレビューや業種・金額・債務者区分によるポート構成管理によってリスク分散のマネジメントを図っており、これらリスク管理の適切性については経営陣や内部監査部門による組織的な定期検証を行っています。

市場関連リスク管理

金融のグローバル化により様々な仕組みの商品が発売され収益機会の選択肢が増える一方、複雑な商品ほどリスクプロファイルを精緻に認識し、将来的なリスク量の把握、リスク顕在化時のシナリオに向けた対策を整えておかなければなりません。市場関連リスクの管理として、上場株式・上場優先出資証券・株式関連投資信託・リート等にかかるリスク認識については、時価評価および最大予想損失額(VaR)によるリスク計測により管理しております。

また、金利リスクについては、一定のショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度(収益ストレステスト)、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会などで協議検討するとともに、経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

オペレーショナルリスク管理

当金庫では、「いかに高度化したシステムであっても、人を介した対応は必須」との判断から、技術的なリスク回避よりも従業員のモラル醸成と業務への誠実な対応こそ最優先すべき事項であると位置付け、金融機関人としての社会的・公共的責任感と使命感を持って職務を遂行する体制を強化することでリスクの極小化を図っております。

一方、システムリスク管理についても、コンピュータシステムのダウン・誤作動、不正使用等、発生機会は微小であっても一度発生すれば影響が極めて大きいテールリスクに対する管理体制の整備・確立は、社会インフラの一旦を担う観点から極めて

重要となります。当金庫では、規定等の整備や基幹(勘定系)システムにおけるセキュリティー・バックアップ強化等の安全対策にとどまらず、営業店における障害発生時の実践的な訓練を実施し業務継続体制の強化を図っております。

また、全ての業務にオペレーショナルリスクは付随するとの観点から部門を超えた横断的な委員会を組成し、単に全リスクの棚卸しを行うのではなく、過去に発生した事象を中心に連携先との比較・外部専門家による分析を通じ、業務規模や特性、リスク・プロファイルに応じた対策を講じていくことで、実務的なリスクコントロールを図る体制を構築しております。

03

地域貢献

地域経済を強力にバックアップし 発展・繁栄に寄与いたします

地域と奈良信用金庫との関わり

地域の生活・経済の活性化

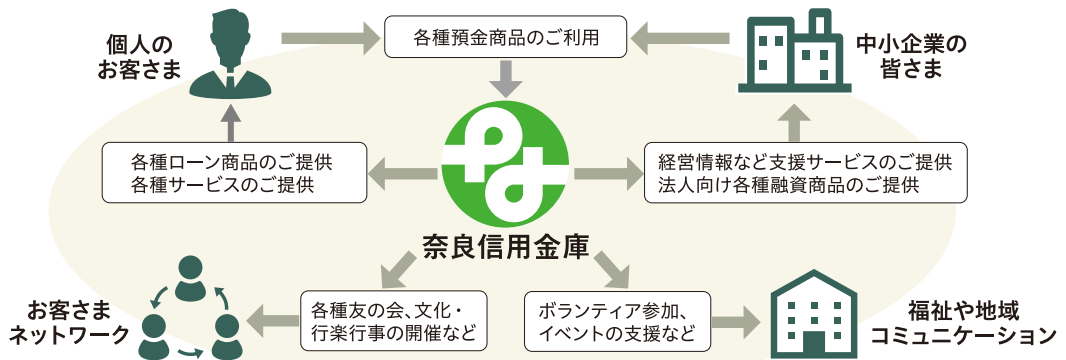
この街と生きていく一。

信金の原点を見つめ、理想を追求し、活動の輪を広げています。

この街のくらしと、経済のために。しあわせと、豊かな文化のために。

〈ならしん〉は、地域金融機関としての業務を通じて、力いっぱい貢献していきたいと願っています。

笑顔と活力の輪、これからも、もっともっと、広げていきます。



信金中央金庫について



信金中央金庫

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、1950年に設立されました。信金中央金庫は、「信用金庫の中央金融機関としての役割」と「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。また、2000年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

資金量	30兆円
拠点数	国内14店舗 海外5拠点
役職員数	1,324人
会員数	254金庫



信金中金

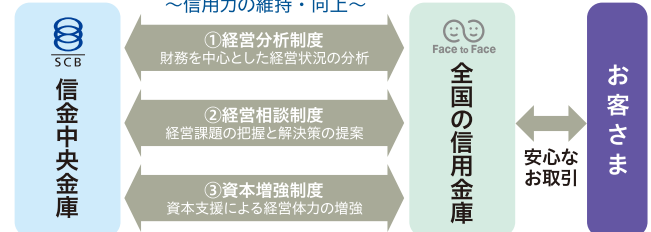
金庫数	254金庫
預金量	161兆円
店舗数	7,054店舗
役職員数	9万5千人
会員数	857万人

※上記計数は、2026年3月末現在のものです。

信金中央金庫の3つの機能

- ①持続可能な社会を実現する機能
- ②信用金庫のセントラルバンク機能
- ③機関投資家としての機能

信用金庫のセントラルバンク機能 信用金庫の経営サポート ～信用力の維持・向上～



ならしんは大和郡山市の指定金融機関です。

当金庫は、大和郡山市の指定金融機関(市金庫)として、公金の収納及び支払い事務等の取扱いを担当しております。市役所内に派出所を設置し、市の財政の窓口としての重責を果たしております。

なお、市の指定金融機関となっている信用金庫は奈良県下では当金庫だけで、また全国的にも少なく、この地域との固い絆は奈良信用金庫の大きな財産となっております。



地域密着型金融の推進について

当金庫はこれまで「奈良信用金庫の地域密着型金融の機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、地域内の事業再生やお客さまの利便性向上等の取組みを行ってまいりました。2007年度からは「ならしん地域密着型金融推進計画」に基づき、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化」、「中小企業

に適した資金供給手法の徹底」、「持続可能な地域経済への貢献」を主要な柱として、協同組織金融機関の独自色を出したコミュニティ・ビジネスを通じ、地域の潜在的なニーズを含めお客さまの問題解決に積極的に取組んでいくとともに、相互扶助の精神に適った地域のサポートに尽力してまいりました。

経営理念

お客さまに信頼され親しまれる金融機関として
お客さまと共に繁栄し、発展します。

1. お客さま本位の経営
2. 地域金融機関としての経営
3. 健全経営
4. 人材育成
5. 職場風土の醸成

相互扶助

非 営 利

地域のために
お客さまのために
「何ができるのか」
「何をすべきなのか」

ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

中小企業に適した資金供給手法の徹底

持続可能な地域経済への貢献

信用金庫に特に求められる事項

活力の
ある
地域社会

地域金融円滑化取組方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、

これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて一層真摯に取組んでまいります。

金融円滑化法は2013年3月末に終了しましたが、引き続き奈良信用金庫は地域金融の円滑化に努めてまいります。

金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

支援体制について

(1) 金融円滑化に関する本部の体制について

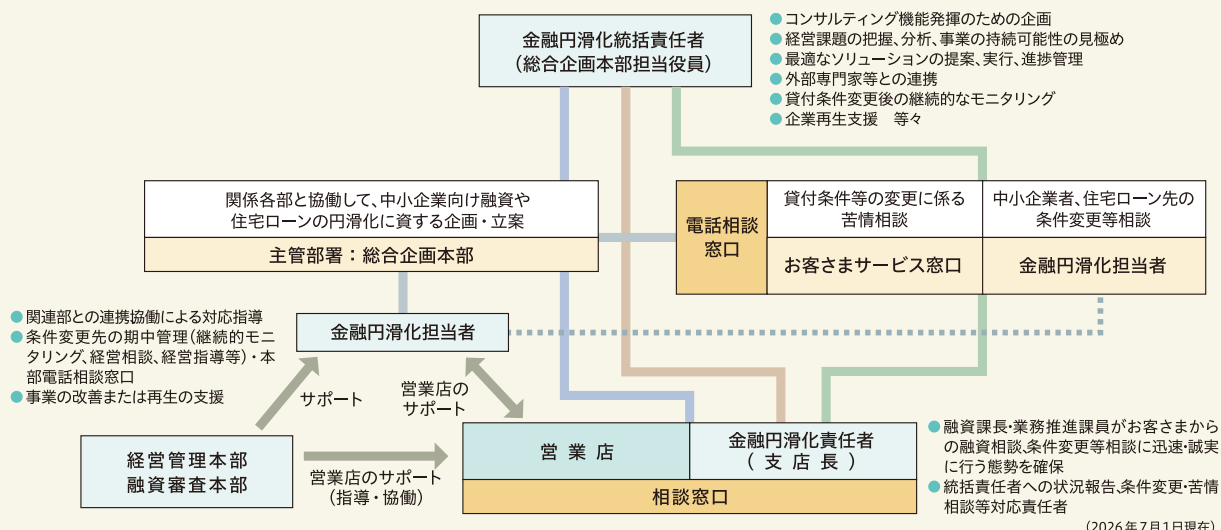
地域金融円滑化への取組みや、ご相談体制をより一層強化・充実させることを目的として、総合企画本部担当役員を「金融円滑化統括責任者」に任命いたしました。また、金融円滑化の取組みに係る主管部署を総合企画本部とし、さ

らに総合企画本部内に営業店の金融円滑化への取組みをサポートする「金融円滑化担当者」を配置いたしました。

(2) 金融円滑化に関する営業店の体制について

支店長を「金融円滑化責任者」とした中小企業金融円滑化の支援体制を整備しました。

金融円滑化管理組織



地域に寄り添い、親しみに溢れた 金融機関を心掛け お客さまの更なる成長発展に全力で取り組みます

地域中小企業の経営改善及び本業支援による地域活性化のための取り組み状況

● 顧客企業に対するソリューション機能の発揮

1) 創業・新規事業開拓の支援

日本政策金融公庫や信用保証協会等の公的支援機関と連携しながら地域における創業支援、新規事業の開拓、資金調達のご相談まで積極的に対応しております。

2) 成長段階における支援

【ビジネスマッチングの取り組み】

当金庫とお取引のある事業者さま同士の個別マッチングの機会の提供は勿論のこと、全国の信用金庫とのネットワークを通じた商談会等のご案内を通じて、販路拡大に向けた情報提供を行っております。

【ビジネストータルサポートに向けた取り組み】

当金庫ではお取引先の事業者さまが抱える様々な経営上の問題や相談事に対して幅広く対応するため、総合支援プラットフォームを導入し、DX化・デジタルマーケティング・補助金申請・労務管理等、ビジネス環境の激しい変化に対応できる体制を整えております。

3) 本業支援・経営改善・事業承継に対する支援

経営企画室は営業店と連携し、お取引先企業さまへの本業支援・伴走支援をサポートしています。自身でも経営経験があり様々な業種に精通された専門家を「本業支援専門家」として招聘しており、お取引先企業さまの強みを更に伸ばすことができるようなビジネスマッチングのご提案など、積極的に行っております。また、定期的に個別相談会やセミナーを実施しており、参加される経営者の皆さまからもご好評いただいております。

日本政策金融公庫や信用保証協会の他、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会などの、公的支援機関との連携を強化しており、お取引先企業さまのそれぞれのニーズに応じた支援体制を整備しております。

これらの取り組みを更に強化していき、経営者の皆さまの良き理解者として、なくてはならないパートナーとして存在できるよう、伴走支援を行ってまいります。

● 外部団体との連携

【日本政策金融公庫 奈良支店との

「業務連携・協力に関する覚書」の再締結による連携の強化】
これまでの連携に加え「地域が抱える社会的課題」の解決に取り組む事業者さまを応援するべく、協調融資商品「NARAKARA」を策定するなど、さらなる連携の強化を行っております。

【奈良県中小企業活性化協議会との連携】

奈良県内の中小企業を対象に、財務面を安定させるための収益力改善、経営再建に向けた取り組み、再チャレンジへの支援を行っております。

【大和郡山市・大和郡山市商工会・日本政策金融公庫奈良支店との連携】

事業者が抱える課題の一つである「事業承継」について、上記3機関と業務連携した「大和郡山市事業承継地域ネットワーク」が始動しました。毎月相談会を実施し、地域の事業者さまの円滑な事業承継のサポートを行っております。

【奈良県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携】

当金庫では、経営者さまの事業の歴史1つひとつに丁寧に耳を傾け、その想いを大切しながら親族内への承継も、第3者への引継ぎも、中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談を承っております。その他、地域の中小企業の事業者の皆さまを総合的に支援するため、様々な分野の団体と業務提携しており、補助金、事業再構築計画、DX、インボイス、SDGsへの取り組み等、様々なソリューション機能を整備しております。

※その他、地域の中小企業の事業継続、雇用促進のために（公財）奈良県地域産業振興センターをはじめ県内の様々な機関とも連携し創業から販路拡大、雇用維持、働き方改革や法律相談に至るまで経営全般に関するサポートを実施するため、『奈良県まるごと支援ネットワーク』への参画を通して地域事業者の皆さまに寄り添った体制を整えております。

● ならしん経営者倶楽部の運営

奈良県で事業を営んでいる経営者の皆さまで構成される当倶楽部は、激変する環境に対応できる強い経営者・経営陣など、奈良県に必要となるオピニオン・リーダーとして育て

ることを通じて、会員企業の発展と地域社会の繁栄に貢献することを目的として運営しております。



経済動向、トレンドについての勉強会等を通じて、企業の更なる成長発展、経営力の強化に取り組んでおります。



会員企業の従業員さま、当金庫の職員も参加し、プログラムを通じて若手職員が意見交換を行いました。

● ならしん景気動向調査レポートの発行

当金庫では、お取引をいただいている事業者の皆さまの中から、業種に偏りのないよう選定させていただいた複数の事業者を対象に業況・収益・資金繰り・重点施策について、お客さまのご協力のもとヒアリング調査を行い、その結果を「ならしん景気動向調査レポート」として発行しております。

ヒアリング項目としては、業況の見通し等に加え、人員確保や販路拡大等の自社における課題に対してもお答えいただき、当金庫の支援体制の強化につなげております。

レポート内容については、当金庫ホームページにも掲載しておりますので、是非ご覧ください。

ご相談窓口について

本部ご相談窓口

本部に電話によるご相談窓口を設置し、相談受付体制の充実・強化を図っております。

本部ご相談窓口	金融円滑化相談担当窓口	
	電話番号 フリーダイヤル 0120-54-3652	
	(受付時間：平日午前9時～午後5時)	

営業店ご相談窓口

現在お取引いただいている各支店にお申出ください。

営業店ご相談窓口	受付方法	ご来店、お電話	
	受付時間	ご来店	平日 午前9時～午後3時
		お電話	平日 午前9時～午後5時
	電話番号	「店舗一覧」をご覧ください。	

※ 休日のご相談につきましては、ホームページ・店頭・電話にて開催日・時間・場所をご確認ください。

地域の皆さまに愛される、親しみやすい 信用金庫を目指してまいります

CSRへの取り組み

● 農業体験プロジェクトで収穫した米を地域のこども食堂や福祉施設に寄付

2025年5月から10月にかけて実施した農業体験プロジェクトにおいて、取引先の休耕田を活用し、約300kgの米を収穫しました。収穫した米の一部を地域のこども食堂や福祉施設に寄付いたしました。

本プロジェクトは、高齢化による担い手不足で増加する休耕田の問題に着目し、当金庫職員が一丸となって米づくりに

挑戦したものです。0.5反の田んぼを活用し、職員同士や地域の方々との交流を通じて、農業を通じた地域の未来づくりに取り組んでまいりました。

本取り組みを通じて、子どもたちに地元産の食材に親しむ機会を提供するとともに、地域農業の活性化とコミュニティ強化を目指します。



● 金融教育の授業を実施

2026年1月19日(月)、当金庫職員が講師となり、奈良工業高等専門学校で金融教育の授業を行いました。MA(マネーアドバイザー)が、主なライフイベントにかかる費用や、資産形成の重要性とNISA制度について説明し、ライフプランの大切さを呼びかけました。



● 帝塚山大学文学部にて出前講義を実施

文学部の学びが実社会でどのように活かされるかを学ぶ、「文学部の学びと将来設計」をテーマとした出前講義を行いました。文学部出身の当金庫職員が講師を務め、信用金庫の理念と当金庫の特徴、仕事内容や就活アドバイスについてインタビュー形式でお話しました。



● 小学生向け仕事体験で札勘教室

昭和工業団地協議会による小学生向け仕事体験「第7回おしごとフェスタin大和郡山」が2026年3月1日(日)、三の丸会館で開催されました。

19団体の各ブースで、主に大和郡山市内在住の児童や保護者などが仕事体験を楽しみ、当金庫ブースではお札を数える「札勘」の体験に取り組んでもらいました。



昨年度のならしんの活動をご報告いたします

トピックス(2025年4月～2026年3月)

2025
4

- 「復興応援定期預金」の販売額に応じ、石川県七尾市へ100万円の寄附を行いました。

5

- 木津川梅美台出張所が「木津川支店」として支店化したしました。
- 「もいちど夜市 こにし夜市」に、奈良支店が「スーパーボールすくい・くじ引き」で出店いたしました。
- 「ならしんeスポーツ大会」を開催いたしました。

6

- 「筒井町クリーンキャンペーン」に筒井支店の職員が参加いたしました。
- 「富雄元町3丁目清掃活動」に富雄支店の職員が参加いたしました。
- 「学びのマルシェ」に生駒支店が参加し、お金の勉強会や金融相談会を実施しました。
- 「信用金庫の日」に各店でイベントを開催いたしました。

7

- 「第30回 全国金魚すくい選手権大会」に協賛し、奈良県予選大会に当金庫職員が選手・審判として参加いたしました。
- 「桜」保存会による郡山城の清掃活動に当金庫職員が参加いたしました。

8

- 「第30回 全国金魚すくい選手権大会」の全国大会に当金庫職員が選手・審判として参加いたしました。
- 「第24回いこまんどこまつり」に、生駒支店が「コイン落とし」で出店いたしました。
- 大和郡山市商工会青年部主催「第49回やまとの夏まつり」に当金庫職員がボランティアスタッフとして参加いたしました。
- 小泉支店が「こどもまつり」を開催いたしました。

9

- 郡山信用金庫と奈良市信用金庫が合併し、「奈良信用金庫」となり50周年を迎えました。
- 合併50周年の感謝の意を込めて、各支店・出張所が属する町内会・自治会へ寄付をいたしました。
- 奈良支店、富雄支店が開設50周年を迎えました。
- 奈良県信用金庫協会の野球大会が開催されました。



町内会・自治会へ寄付

10

- 奈良県信用金庫協会において、「第46回しんきん大和路健康ウォーク」を王寺町で開催いたしました。
- 「こおりやま音楽祭“楽”」に本店営業部の職員がボランティアスタッフとして参加いたしました。
- 「金魚ストリート祭り2025」に本店営業部の職員がボランティアスタッフとして参加いたしました。
- こだま保育園の秋祭りに、当金庫職員がボランティアスタッフとして参加いたしました。
- 宝来町秋祭りに、尼ヶ辻支店の職員がボランティアスタッフとして参加いたしました。
- 小泉神社秋祭りに、小泉支店の職員が参加いたしました。
- 「とみおdeハロウィン」に、富雄支店の職員がボランティアスタッフとして参加いたしました。

10

- 「もいちど夜市 こにし夜市」に、奈良支店が「スーパーボールすくい・くじ引き」で出店いたしました。
- 桂小枝氏を招聘し、「ならしん文化講演会」を開催いたしました。
- 農業体験プロジェクトで当金庫職員が収穫したお米を、地域の子ども食堂や福祉施設に寄付いたしました。
- 小泉支店が開設40周年を迎えました。



ならしん文化講演会

11

- 「ふるさとへぐりクリーンアップ作戦」に龍田川支店の職員が参加いたしました。
- 「筒井町クリーンキャンペーン」「岡崎川周辺清掃活動」に筒井支店の職員が参加いたしました。
- 富雄支店や本店営業部、本部が職場体験学習として中学生を招き、ライフプランゲーム等を実施いたしました。
- 「第11回いこいこまつり」に、富雄支店の職員がボランティアスタッフとして参加いたしました。
- 「富雄元町3丁目清掃活動」に富雄支店の職員が参加いたしました。
- 「落ち葉かき」に天理支店の職員が参加いたしました。

12

- 大和郡山市の中心市街地の活性化を目的に、「ならしんまちづくりファンド」を設立いたしました。
- 「奈良マラソン2025」に、当金庫職員が選手・ボランティアスタッフとして参加いたしました。
- 「ならしん日帰りバスツアー」を開催いたしました。京丹後方面にて、さまざまなカニ料理をお楽しみいただいたツアーとなりました。
- 天理支店が天理市の保育施設「はぐ〜る」にて親子向け球根の鉢植え体験を実施しました。
- 帝塚山大学文学部にて、当金庫職員が「文学部の学びと将来設計」をテーマとした出前講義を行いました。



ならしんまちづくりファンド

2026
1

- 当金庫職員が講師となり、奈良工業高等専門学校で金融教育の授業を行いました。

2

- 企業版ふるさと納税を活用し、天理市へ500万円の寄附を行いました。
- 奈良県信用金庫協会主催「政経講演会」(宮家 邦彦氏)を開催いたしました。
- 龍田川支店が「龍田川出張所」として出張所化したしました。

3

- 大和郡山市内の小学生向け仕事体験「第7回おしごとフェスタin大和郡山」に参加いたしました。
- 「桜」保存会による郡山城の清掃活動に当金庫職員が参加いたしました。
- 「第65回大和郡山お城まつり」の「時代行列・白狐渡御」に、本店営業部の職員が参加いたしました。

ならしんは一人ひとりの声を大切にしています

総代会制度について

● 総代会のしくみ

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱い業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

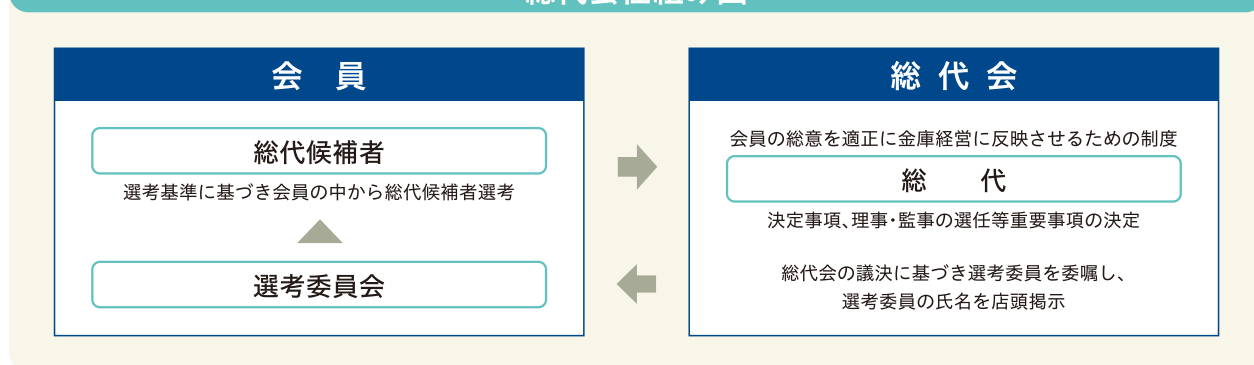
総代候補者の選考基準

- 当金庫の会員である方
- 就任時、満77歳未満である方
- 地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- 政治活動的色彩がない方
- 金庫の理念をよく理解し、金庫取引の良好である方
- 地域の情報に通じ、金庫に対する協力者の方
- 事業者の場合、経営内容が良好であること

総代候補者の非選考基準

- 反社会的団体に所属する方
- 子弟が金庫職員である方
- 取引が不信または解消された方
- 総代として相応しくない状態になった方

総代会仕組み図



総代会の決議事項について

〈報告事項〉

- 第1号議案 第77期(2025年4月1日から2026年3月31日)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

〈決議事項〉

- 第1号議案 第77期(2025年度)剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件(1)理事の定数変更
- 第3号議案 定款一部変更の件(2)監事の任期変更
- 第4号議案 出資会員除名の件
- 第5号議案 理事の選任の件
- 第6号議案 監事の選任の件
- 第7号議案 理事に対する報酬総額(月額)変更の件
- 第8号議案 理事に対する賞与限度額変更の件

総代とその選任方法

総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定数は、90人以上140人以内で会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、2026年3月31日現在の総代数は95人で会員数は14,874人です。

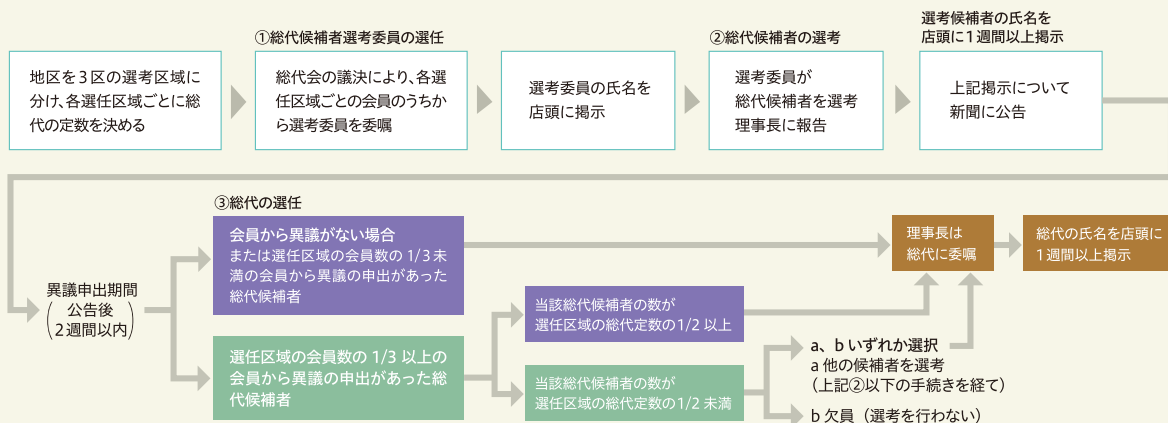
総代の選任方法

総代は、会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する役割を担っております。

総代の選考は、次の3つの手続きを経て選任されます。

1. 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
2. その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
3. その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申立てる。)

総代が選任されるまでの手続きについて



総代氏名

- 区域 1: 大和郡山市、橿原市、磯城郡
 2: 奈良市、天理市、桜井市、山辺郡、京都府相楽郡精華町、木津川市、京田辺市
 3: 生駒市、大和高田市、香芝市、御所市、五條市(旧西吉野村、旧大塔村を除く)、生駒郡、葛城市、北葛城郡、大阪府四條畷市、大東市、東大阪市

区 域 1				区 域 2				区 域 3			
生田 宏史	1	玉井 康道	4	青木フミ代	1	谷 健 児	4	野村 聡子	3	岩崎 能久	3
上田 明美	7	花田 欣也	1	伊藤 隆司	1	谷 奥 正樹	7	畑田 至孝	4	梅岡 久幸	1
大浦 義章	10	広瀬 浩安	1	乾 昌弘	6	塚本 益広	6	林 悦嗣	3	上武 建一	1
大垣 光宏	4	松下 修也	3	猪岡 寛行	2	辻谷 晴行	6	平井 宗助	5	唐金 吉弘	1
大倉 宏美	4	松山 清美	5	今西 泰宏	2	寺田 信弘	4	平岡 輝嘉	1	下西 輝治	8
太田 善康	4	丸山 拓也	1	植田 誠	2	峠 正文	4	福住 俊春	4	竹本 俊春	7
尾関 元州	3	三浦 伸一	5	岡野 英幸	4	中西 琢也	6	福本 幸一	6	谷川 豊	3
勝川 隆人	2	八木 進一	4	尾田 安信	1	中野 聖子	4	藤井 正勝	5	寺井 正紀	1
川合 繁治	6	山和 一彦	7	笠井 一茂	7	中村 憲司	6	藤川 修一	4	中嶋 修平	7
川端 章代	6			梶浦 徹史	7	中村 光一	7	松田 伸生	2	中村 秀一	3
亀岡 静代	3			國原 正記	1	中村 徹	2	森山 朋子	6	平山 雅英	3
菊岡 洋之	4			小島 正道	15	中村 光良	1	安井 利次	1	宮武 智子	4
北谷 光徳	2			小林 晃	3	中室 好治	6	山上 雄平	10	向山 孝弘	3
黒田 久一	7			小松 玲子	5	永井 光治	3	横田 昌浩	2	山田 耕作	3
杉本 雅則	4			笹岡 重信	6	西田 素康	4	吉田 桃子	2	山田 孝治	5
高橋 啓	3			杉本 賢治	1	野中 俊英	1	米杉 伸喜	1	山田 善久	4
竹之内忠行	3			杉本 朝順	1					山村 原延	4
谷田 宗久	1			竹内 成和	7					吉留 隆一	4

※ 氏名の後の数字は総代への就任回数 (2026年7月1日現在)

〈総代の属性別構成比〉

職 業 別	個人/0%、 個人事業主/21%、 法人・法人代表者/79%
年 代 別	70代以上/32%、 60代以上/42%、 50代以上/21%、 40代以上/5%
業 種 別	製造業/21%、農業/3%、建設業/19%、電気・ガス・熱供給・水道業/2%、運輸業/3%、卸売業・小売業/23% 不動産業/11%、医療・福祉/6%、飲食・宿泊業/3%、印刷業/1%、その他サービス/6%

※ 業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。

04

業務のご案内

ならしんは皆さまの “もっと便利”を追求します

業務のご案内

融資業務

個人向け商品

お車の購入、お子さまの教育資金、そして住宅の購入など、お客さまのライフステージにおいて生じる資金の需要にお応えべく商品を取揃えております。マイホーム、ご結婚、ご進学、レジャー資金等にご利用ください。

- | | | | |
|---------------|-----------------------|------------|-------------|
| ●住宅ローン(変動金利型) | ●住宅ローン(固定金利型) | ●無担保住宅ローン | ●リフォームプラン |
| ●エコリフォームプラン | ●アパートローン | ●カーライフプラン | ●教育プラン |
| ●福祉プラン | ●プライム(リピートプラン) | ●一般個人プラン | ●シニアライフローン |
| ●カードローンプレミアム | ●カードローン「ならしんきゃっする」 | ●生活資金支援ローン | ●しんきんフリーローン |
| ●フリーライフプラン | ●職域サポートローン「ならっきーアシスト」 | | ●教育カードローン |

事業向け商品

意欲的に事業に取組まれる事業者の発展にお役立ていただきますようご支援させていただきます。(割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越による一般のご融資以外の商品をご案内します。)

- みらい創生ローン

預金業務

お客さまの資金ニーズにお応えする商品を取揃え、地域の皆さまの豊かな暮らしを演出する商品の開発、提供に努めてまいります。また、期間限定の商品を販売することもあります。

- | | | | |
|-----------------------|-----------------|-----------|--------------|
| ●総合口座 | ●普通預金 | ●無利息型普通預金 | ●貯蓄預金 |
| ●定期積金 | ●年金定期積金「年輪」 | ●積立定期預金 | ●大口定期預金 |
| ●スーパー定期預金 | ●変動金利定期預金 | ●期日指定定期預金 | ●利息分割受取型定期預金 |
| ●年金定期預金「こころづくし」 | ●退職金定期預金「つるとかめ」 | ●相続定期預金 | ●当座預金 |
| ●通知預金 | ●譲渡性預金 | ●納税準備預金 | |
| ●しんきん納税プラン(消費税専用定期積金) | | ●一般財形預金 | ●財形住宅預金 |
| ●財形年金預金 | ●後見支援預金 | | |

その他業務

- | | | | |
|------------|-----------|-----------|---------|
| ●投資信託窓口販売 | ●損害保険窓口販売 | ●生命保険窓口販売 | ●国債窓口販売 |
| ●信託契約代理店業務 | ●共済募集業務 | | |

サービス

インターネットバンキングをはじめとする毎日の暮らしのなかで便利でお役に立つサービスを用意しております。

- | | | |
|----------------------------|----------------|--------------|
| ●生体認証機能付ならしん ICキャッシュカード | ●キャッシュカード | ●デビットカードサービス |
| ●自動受取(年金・給与振込) | ●自動支払 | ●為替サービス |
| ●ATM振込 | ●アンサーサービス | ●ならしんWEB-FB |
| ●インターネットバンキング | ●投信インターネットサービス | ●貸金庫 |
| ●夜間金庫 | ●M&A仲介サービス | ●でんさいサービス |
| ●事業サポート相談(ビジネスマッチング、本業支援等) | ●ライフサポート相談 | ●職域サポート制度 |
| ●個人型確定拠出年金(iDeCo) | ●しんきん通帳アプリ | |

セミナー・相談会のご案内

ならしんでは各種相談会やセミナーを実施しております。ぜひご参加ください。

- | | |
|-------------------|---|
| ● 年金相談会 | お客さまの年金に関する相談に対し、的確に回答するために社会保険労務士による相談を随時、営業店で開催しております。 |
| ● 税務相談会 | お客さまの税金に関するご相談に対し、的確に回答するために税理士による相談を随時、営業店で開催しております。 |
| ● 経営者セミナー | 地域の企業経営者さまに向け、さまざまな外部専門家を講師に迎えた経営者セミナーを開催しております。 |
| ● 資産運用セミナー | 経済環境や資産運用にご関心のあるお客さまに向け、CFP資格者や外部専門家を講師としたセミナーを営業店や特設会場で開催しております。 |

- 相談会、セミナーは予約制になっております。満席の場合は、ご参加いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ご予約は、営業店の窓口、地区担当者もしくはお電話やLINEの予約フォームでお受けしております。
- お取引がなくてもご相談いただけます。
- 相談料はすべて無料です。
- 諸事情により日時、場所を変更する場合がございます。

開催日時・場所についてはホームページをご覧ください。

<https://www.narashin.co.jp>

ならしんのキャッシュカードはいろいろなところで使えます！

● ならしんATMをご利用の場合

ならしんのキャッシュカードなら、入出金手数料が土日祝も**無料**！

- 平 日 8:00～22:00
- 土・日・祝 8:00～17:00

(注)店舗により、一部ご利用時間が異なります。

● 奈良県内3信金(やましん・ちゅうしん)ATMをご利用の場合

 奈良信用金庫 大和信用金庫 奈良中央信用金庫

ならしんのキャッシュカードなら、入出金手数料が**いつでも無料**！

さらに総合口座・普通預金・貯蓄預金通帳の**記帳**も可能！

(注)他信金ATMでは、通帳繰越はできません。

● 全国の信用金庫ATMをご利用の場合

ならしんのキャッシュカードなら、
しんきんゼロネットサービスタイムは入出金手数料が**無料**！

しんきんゼロネットサービスタイム

- 平 日 8:45～18:00(入出金)
- 土曜日 9:00～14:00(出 金)※

※一部無料でご利用いただけない信用金庫がございます。



● ローソン銀行をご利用の場合

ならしんのキャッシュカードは

ローソン銀行ATMでもご利用になれます。

さらに、入金・出金・残高照会が**無料**でご利用いただけます。

- 平 日 7:00～23:00
- 土曜・祝日 7:00～22:00
※祝日が日曜の場合は8:00～22:00
- 日 曜 日 8:00～22:00

(注)振込はできません。

(注)年末年始、ゴールデンウィークは上記と異なる場合がございます。

● セブン銀行ATMをご利用の場合

ならしんのキャッシュカードは、

セブンイレブン等にあるセブン銀行ATMでもご利用になれます。

- 平 日 7:00～23:00
- 土曜・祝日 7:00～22:00
- 日 曜 日 8:00～22:00

【ご利用手数料】入出金手数料1回110円

残高照会**は無料**でご利用いただけます。

(注)振込はできません。

(注)法人キャッシュカードはご利用いただけません。

(注)年末年始、ゴールデンウィークは上記と異なる場合がございます。

ならしんのキャッシュカードは、全国の信用金庫、ローソン銀行、セブン銀行のATMのほか、MICSマークのある金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニATM等でご利用いただけます。(所定の手数料がかかります。)手数料については、全て基準日現在の消費税込みの表示となっております。税制が変更された場合は、新しい税率で計算した手数料が必要となります。生体認証機能付ならしんICキャッシュカードは、ならしんATMでのみご利用いただけます。

キャッシュカードの限度額についてはP.48をご覧ください。

(2026年7月1日現在)

05

資料編

貸借対照表(資産の部)

(単位:百万円)

科 目	2024年度末	2025年度末
(資 産 の 部)		
現 金	1,788	2,043
預 け 金	55,704	52,144
金 銭 の 信 託	10,352	10,489
有 価 証 券	115,611	112,840
国 債	5,142	9,327
地 方 債	1,998	97
社 債	43,538	39,818
株 式	523	1,358
そ の 他 の 証 券	64,408	62,238
貸 出 金	181,090	188,568
割 引 手 形	365	381
手 形 貸 付	7,349	9,042
証 書 貸 付	167,868	172,968
当 座 貸 越	5,507	6,175
そ の 他 資 産	3,193	2,919
未 決 済 為 替 貸	396	85
信 金 中 金 出 資 金	1,845	1,845
前 払 費 用	47	37
未 収 収 益	537	543
そ の 他 の 資 産	366	408
有 形 固 定 資 産	2,883	2,771
建 物	685	644
土 地	1,912	1,912
リ ー ス 資 産	25	21
その他の有形固定資産	260	192
無 形 固 定 資 産	184	147
ソ フ ト ウ ェ ア	175	138
その他の無形固定資産	9	9
前 払 年 金 費 用	257	313
繰 延 税 金 資 産	300	207
債 務 保 証 見 返	207	154
貸 倒 引 当 金	△ 1,285	△ 1,362
(うち個別貸倒引当金)	(△921)	(△1,021)
資 産 の 部 合 計	370,290	371,238

信金中金などに
預けたお金国債などに
投資した金額個人や法人のお客さまに
ご融資したお金貸出金や有価証券の
未収利息など保証した債務に
対する求償権将来予想しうる
貸倒に備えるための引当金

貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

科 目	2024年度末	2025年度末
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	347,834	347,333
当 座 預 金	3,102	3,557
普 通 預 金	143,708	139,485
貯 蓄 預 金	129	130
通 知 預 金	322	1,043
定 期 預 金	197,646	200,301
定 期 積 金	1,706	1,515
そ の 他 の 預 金	1,218	1,299
借 用 金	7,100	5,000
借 入 金	7,100	5,000
そ の 他 負 債	694	2,267
未 決 済 為 替 借	77	84
未 払 費 用	315	551
給 付 補 填 備 金	0	1
未 払 法 人 税 等	—	—
前 受 収 益	23	295
払 戻 未 済 金	3	7
リ ー ス 債 務	25	21
資 産 除 去 債 務	22	23
そ の 他 の 負 債	224	1,282
賞 与 引 当 金	63	66
役 員 賞 与 引 当 金	16	17
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	55	75
睡眠預金払戻損失引当金	2	1
偶 発 損 失 引 当 金	63	44
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	244	244
債 務 保 証	207	154
負 債 の 部 合 計	356,283	355,206
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	499	492
普 通 出 資 金	499	492
利 益 剰 余 金	15,875	16,249
利 益 準 備 金	518	518
そ の 他 利 益 剰 余 金	15,356	15,731
特 別 積 立 金	12,660	13,160
(経営安定積立金)	(2,700)	(2,700)
(建屋・新改築・修繕積立金)	(1,000)	(1,500)
当期末処分剰余金	2,696	2,571
処 分 未 済 持 分	△ 1	△ 0
会 員 勘 定 合 計	16,374	16,741
その他有価証券評価差額金	△ 2,984	△ 1,326
土 地 再 評 価 差 額 金	617	617
評価・換算差額等合計	△ 2,367	△ 709
純 資 産 の 部 合 計	14,006	16,032
負債及び純資産の部合計	370,290	371,238

預けて
いただいたお金預金積金の
未払利息など期末での未納
法人税・住民税等の見積額

損益計算書

(単位:千円)

科 目	2024年度	2025年度
経 常 収 益	4,706,730	6,627,976
● 資 金 運 用 収 益	3,967,370	5,260,745
貸 出 金 利 息	1,991,146	2,384,549
預 け 金 利 息	187,173	286,976
有価証券利息配当金	1,755,510	2,548,281
その他の受入利息	33,540	40,937
● 役 務 取 引 等 収 益	249,548	252,504
受入為替手数料	90,271	93,096
その他の役務収益	159,276	159,408
そ の 他 業 務 収 益	62,705	219,685
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	14,321	14,825
国債等債券償還益	—	109,870
金融派生商品収益	—	15,560
その他の業務収益	48,384	79,429
そ の 他 経 常 収 益	427,106	895,040
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	36,419	168,701
株式等売却益	134,707	143,832
金銭の信託運用益	252,416	494,338
その他の経常収益	3,562	88,167
経 常 費 用	4,244,515	6,050,524
● 資 金 調 達 費 用	279,878	650,654
預 金 利 息	279,465	649,462
給付補填備金繰入額	413	1,192
借 用 金 利 息	—	—
● 役 務 取 引 等 費 用	261,877	281,308
支払為替手数料	43,612	51,490
その他の役務費用	218,265	229,817
そ の 他 業 務 費 用	440,579	2,108,501
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	418,546	2,023,643
国債等債券償還損	17,570	47,688
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	33,610
その他の業務費用	4,462	3,559
● 経 費	2,784,549	2,801,792
人 件 費	1,624,592	1,612,153
物 件 費	1,054,936	1,068,618
税 金	105,019	121,019
そ の 他 経 常 費 用	477,630	208,267
貸倒引当金繰入額	171,112	79,612
貸 出 金 償 却	132,983	39,429
株式等売却損	24,351	17,356
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	18,718	35,171
そ の 他 資 産 償 却	972	972
その他の経常費用	129,491	35,726

ご融資したお金や運用中の
国債等からの利息収入

振込などのサービス提供
によって生じた収入

お預かりしている
預金の利息等

サービスの提供を
受けた時に支払った費用

給与等の必要な
営業上の費用

金庫本来の利益

会員のみなさまに
お支払いする配当金

(単位:千円)

科 目	2024年度	2025年度
経 常 利 益	462,214	577,451
特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	0	176
固 定 資 産 処 分 損	0	176
減 損 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	462,214	577,274
法人税、住民税及び事業税	110,345	88,693
法 人 税 等 調 整 額	18,953	93,954
法 人 税 等 合 計	129,298	182,648
当 期 純 利 益	332,915	394,626
繰越金(当期首残高)	2,363,483	2,176,432
土地再評価差額金取崩額	—	—
当 期 末 処 分 剩 余 金	2,696,399	2,571,058

[注記事項]

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 39円79銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(2024年9月13日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は252,504千円であります。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	2024年度	2025年度
当 期 末 処 分 剩 余 金	2,696,399,313	2,571,058,930

これを下記のように処分しました。

剰 余 金 処 分 額	519,966,652	519,679,574
● 出資に対する配当金	19,966,652	19,679,574
特 別 積 立 金	500,000,000	500,000,000
(うち経営安定積立金)	—	—
(うち建屋・新改築・修繕積立金)	(500,000,000)	(500,000,000)
次 期 繰 越 金	2,176,432,661	2,051,379,356

会計監査

2026年6月18日開催の第78回通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受け、適法である旨の監査報告書を頂いております。

2026年6月19日

奈良信用金庫
理事長

菊澤 竜一

【注記事項】

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物……………5年～65年 その他……………3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、当金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込みで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部が査定結果を最終判断しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,031百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針(2015年3月26日)」に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項(2025年3月31日現在)
年金資産の額……………1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額……………1,828,746百万円
差引額……………△ 31,890百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2025年3月31日現在)……………0.2127%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金41百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算出されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見限り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「口座振替手数料」「受入為替手数料」「投資信託販売手数料」「その他の手数料」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
役務取引等収益にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫等に係る固定利用料等については、利用期間に按分して計上しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金……………1,362百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9.に記載しています。
主要な仮定は、「(債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し)」であります。「(債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し)」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績悪化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 有形固定資産の減価償却累計額……………3,099百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額……………499百万円
危険債権額……………4,115百万円
三月以上延滞債権額……………32百万円
貸出条件緩和債権額……………317百万円
合計額……………4,964百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、365百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
●担保に供している資産
有価証券……………5,548百万円
預け金……………1,000百万円
その他の資産……………20百万円
●担保資産に対応する債務
別段預金……………414百万円
借入金……………5,000百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金8,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には保証金108百万円が含まれております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日……………1998年3月31日
●同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、(興行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。
同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額……………△671百万円
- 出資1口当たりの純資産額……………1,629円77銭
- 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資審査本部により行われ、また、定期的に理事会にて審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、経営管理本部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理本部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
(i)金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には経営管理本部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、半期ペースで理事会に報告しております。
(ii)為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
(iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、統合的リスク管理規定に従い行われております。
このうち、証券運用本部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は経営管理本部を通じ、常務会及びALM委員会等において定期的に報告されております。
(iv)市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、「預け金」、「有価証券」のうち債券・投資信託・株式、「貸出金」及び「預金債金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、市場リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、2026年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で5,905百万円であります。

なお、当金庫では、半期(9月末・3月末)に一度バックテストを実施し、計測手法、設定条件、計測システムの有効性等の検証を行っております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価方法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。また現金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	52,144	52,190	45
(2) 有価証券 其他有価証券	107,749	107,749	—
(3) 貸出金(※1) 貸倒引当金(※2)	188,568 △ 1,359		
	187,208	186,482	△ 726
金融資産計	347,103	346,423	△ 680
(1) 預金積金(※1)	347,333	345,235	△ 2,098
(2) 借入金(※1)	5,000	4,964	△ 35
金融負債計	352,333	350,199	△ 2,133

(※1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
満期のある預け金については、市場金利(TORF、SWAP)で割り引いた現在価値等を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27.から28.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については 貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TORF、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TORF、SWAP)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(TORF、SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	5
組合出資金(※2)	5,084
信金中金出資金	1,845
合 計	6,935

(※1) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※1)	42,144	10,000	—	—
有価証券(※2)	11,024	44,073	22,462	18,001
其他有価証券のうち満期があるもの	11,024	44,073	22,462	18,001
貸出金(※2)	34,482	66,829	34,392	46,037
合 計	87,650	120,902	56,855	64,038

(※1) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。
(※2) 期間の定めがないもの及び償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(注4)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※1)	269,908	77,403	—	20
借入金	5,000	—	—	—
合 計	274,908	77,403	—	20

(※1) 預金積金のうち、要求払預金及び定期預金の期流れは「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、28.まで同様であります。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,005	569	436
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	182	105	77
	そ の 他	19,746	17,721	2,025
	小 計	20,924	18,395	2,538
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	347	388	△ 40
	債 券	—	—	—
	国 債	9,327	9,635	△ 308
	地方債	97	100	△ 2
	社 債	39,636	41,512	△ 1,875
	そ の 他	37,407	39,206	△ 1,799
	小 計	86,815	90,842	△ 4,026
合 計		107,739	109,237	△ 1,488

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	656	76	8
債 券	—	—	—
国 債	7,462	1	411
地方債	—	—	—
社 債	9,237	72	1,138
そ の 他	5,056	117	529
合 計	22,412	268	2,088

29. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,008	—

30. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	9,480	9,319	161	369	△ 208

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けをすることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、29,800百万円です。このうち原契約期間が1年以内のものが1,151百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	555百万円
有価証券償却	2
役員退職慰労引当金	21
未払事業税	5
賞与引当金	19
減価償却超過額	9
その他有価証券評価差額金	376
その他	37
繰延税金資産小計	1,027
評価性引当額	△ 775
繰延税金資産合計	252
繰延税金負債	
資産除去債務	1
前払年金費用	43
繰延税金負債合計	45
繰延税金資産の純額	207百万円

33. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(2020年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	—百万円
顧客との契約から生じた債権	4百万円
契約負債	—百万円

主な事業に関する事項

調達したお金をどう運用したかの明細

資金運用・調達勘定の平均残高等

区 分	平均残高(百万円)		利 息(千円)		利 回 り(%)	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
資 金 運 用 勘 定	365,684	352,603	3,967,370	5,260,745	1.19	1.58
貸 出 金	180,497	181,620	1,991,146	2,384,549	1.10	1.31
預 け 金(除く無利息)	68,647	52,256	187,173	286,976	0.52	0.92
有 価 証 券	114,693	116,881	1,755,510	2,548,281	1.53	2.18
資 金 調 達 勘 定	353,501	339,638	279,878	650,654	0.07	0.18
預 金 積 金	355,247	343,291	279,878	650,654	0.07	0.18
借 用 金	7,100	6,432	—	—	—	—

(注) 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2024年度8,877百万円、2025年度10,106百万円)を、控除して表示しております。

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

区 分	2024年度			2025年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	△ 161,776	268,275	106,499	16,004	1,269,973	1,285,977
貸 出 金	△ 142,482	125,348	△ 17,134	12,501	380,902	393,403
預 け 金	3,211	81,750	84,961	△ 30,568	130,371	99,803
有 価 証 券	△ 22,504	61,176	38,672	34,071	758,700	792,771
支 払 利 息	△ 1,383	199,020	197,637	△ 8,981	379,757	370,776
預 金	△ 1,383	199,020	197,637	△ 8,981	379,757	370,776
借 用 金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については増減割合に応じて按分しております。

パーヘッド(役職員一人あたり)(末残)

(単位:百万円)

区 分	2024年度末	2025年度末
預 金	1,739	1,745
貸 出 金	905	947

パープランチ(一店舗あたり)(末残)

(単位:百万円)

区 分	2024年度末	2025年度末
預 金	23,188	23,155
貸 出 金	12,072	12,571

総資金利鞘

(単位:%)

区 分	2024年度	2025年度
資 金 運 用 利 回 (A)	1.19	1.58
資 金 調 達 原 価 率 (B)	0.85	0.99
総 資 金 利 鞘 (A-B)	0.34	0.59

利益率

(単位:%)

区 分	2024年度	2025年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.12	0.15
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.08	0.10

預貸率

(単位:%)

区 分	2024年度	2025年度
期 末 預 貸 率	52.06	54.29
期 中 平 均 預 貸 率	50.80	52.90

(注) 預貸率=貸出金÷(預金積金+譲渡性預金)×100

預証率

(単位:%)

区 分	2024年度	2025年度
期 末 預 証 率	33.23	32.48
期 中 平 均 預 証 率	32.28	34.04

(注) 預証率=有価証券÷(預金積金+譲渡性預金)×100

用語解説

① 総資産利益率(ROA[Return on Assets])

総資産利益率とは総資産(平均残高)に対してどれだけの利益があるか、金庫の収益性を示す指標の一つです。

$$\text{総資産利益率} = \frac{\text{経常利益または当期純利益}}{\text{総資産(債務保証見返除く)平均残高}} \times 100$$

② 総資金利鞘

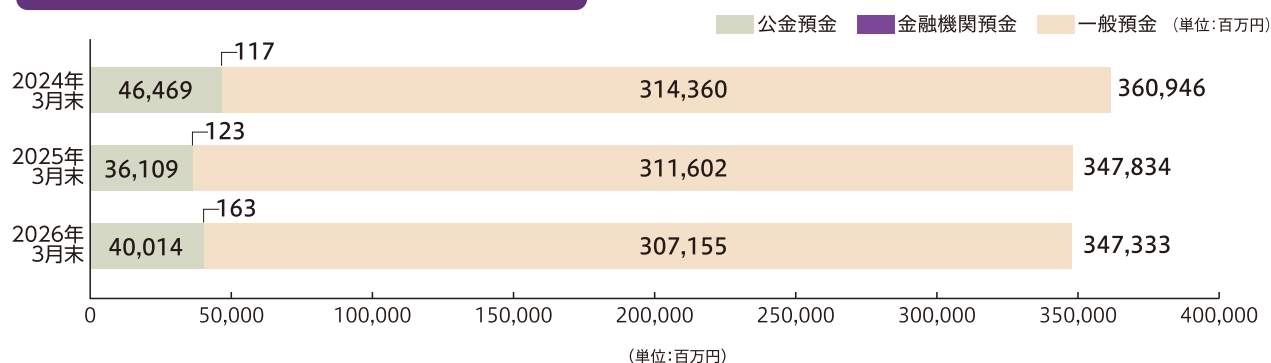
調達したすべての資金を運用してどれだけ利鞘を得たか、という収益指標です。

資金量の動きと合わせ資金収益動向の概要が把握できます。

$$\text{総資金利鞘} = \text{資金運用利回} - \text{資金調達原価率}$$

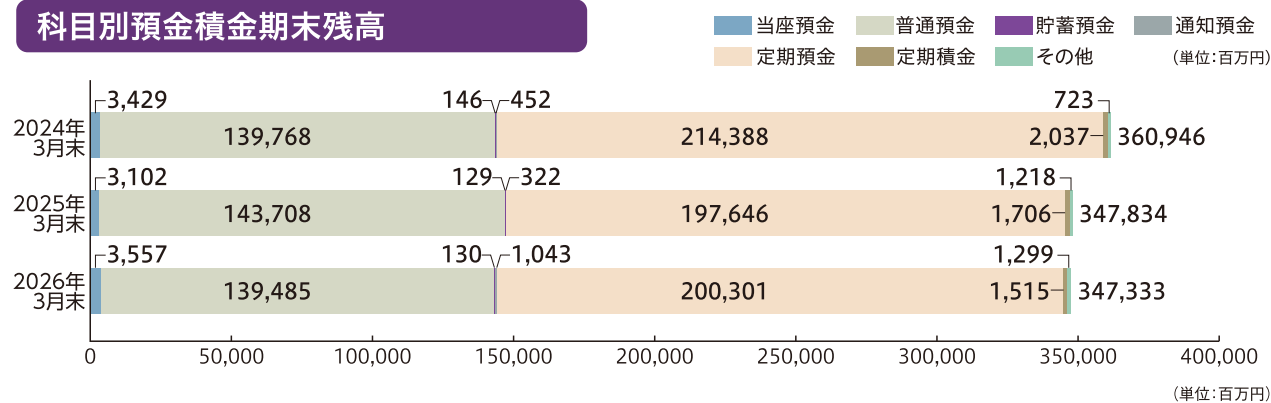
預金の現況に関する指標

預金者別預金積金期末残高



	公金預金	金融機関預金	一般預金	合 計
2024年3月末	46,469	117	314,360	360,946
2025年3月末	36,109	123	311,602	347,834
2026年3月末	40,014	163	307,155	347,333

科目別預金積金期末残高



	当座預金	普通預金	貯蓄預金	通知預金	定期預金	定期積金	その他	合 計
2024年3月末	3,429	139,768	146	452	214,388	2,037	723	360,946
2025年3月末	3,102	143,708	129	322	197,646	1,706	1,218	347,834
2026年3月末	3,557	139,485	130	1,043	200,301	1,515	1,299	347,333

金利区分別定期預金残高

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
固定金利定期預金	197,598	200,188
変動金利定期預金	43	107
その他定期預金	5	5
合 計	197,646	200,301

預金の種類別残高

預金積金、譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
流動性預金	145,167	144,571
うち有利息預金	127,882	128,806
定期性預金	209,315	197,917
うち固定金利定期預金	207,394	196,242
うち変動金利定期預金	39	60
その他の預金	764	802
預金合計	355,247	343,291
譲渡性預金	0	0
総 合 計	355,247	343,291

(注)1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2.定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

貸出金等に関する指標

貸出金科目別残高(平均残高)

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
手形貸付	6,142	7,304
証書貸付	169,073	169,055
当座貸越	4,917	4,922
割引手形	364	337
合 計	180,497	181,620

金利区分別貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
貸 出 金	181,090	188,568
変動金利	92,741	91,745
固定金利	88,349	96,823

貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

区 分	2024年度			2025年度		
	貸出 先数	貸出金 残高	構成比	貸出 先数	貸出金 残高	構成比
製 造 業	214	12,373	(6.8)	212	12,746	(6.8)
農 業、林 業	3	16	(0.0)	5	53	(0.0)
漁 業	1	4	(0.0)	1	4	(0.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	348	9,639	(5.3)	373	9,835	(5.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	12	79	(0.0)	11	69	(0.0)
情 報 通 信 業	11	343	(0.2)	10	247	(0.1)
運 輸 業、郵 便 業	54	3,928	(2.2)	60	3,771	(2.0)
卸 売 業、小 売 業	384	14,124	(7.8)	390	13,935	(7.4)
金 融 業、保 険 業	6	698	(0.4)	7	670	(0.4)
不 動 産 業	342	26,180	(14.5)	350	28,034	(14.9)
地 方 三 公 社	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	5	436	(0.2)	6	479	(0.3)
学術研究、専門・技術サービス業	52	689	(0.4)	54	721	(0.4)
宿 泊 業	8	323	(0.2)	8	229	(0.1)
飲 食 業	236	2,920	(1.6)	245	2,268	(1.2)
生活関連サービス業、娯楽業	140	2,300	(1.3)	148	2,416	(1.3)
教育、学習支援業	14	147	(0.1)	14	160	(0.1)
医 療、福 祉	135	6,821	(3.8)	156	6,822	(3.6)
その他のサービス	182	3,956	(2.2)	190	4,756	(2.5)
小 計	2,147	84,984	(46.9)	2,240	87,222	(46.3)
国・地方公共団体	12	38,453	(21.2)	12	44,971	(23.8)
個 人	4,253	57,652	(31.8)	4,101	56,373	(29.9)
合 計	6,412	181,090	(100.0)	6,353	188,568	(100.0)

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金償却額

(単位:千円)

2024年度	132,983
2025年度	39,429

担保の種類別の貸出金残高及び
債務保証見返額

(単位:百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸出金額	債務保証 見返額	貸出金額	債務保証 見返額
当金庫預金積金	929	20	1,140	20
有価証券	6	—	5	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	47,335	45	46,991	37
そ の 他	—	—	—	—
計	48,271	65	48,137	57
信用保証協会・信用保険	34,318	6	33,968	6
保 証	40,851	41	47,622	28
信 用	57,648	94	58,840	61
合 計	181,090	207	188,568	154

「融資に際して提供された担保の種類」

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸出金 残高	構成比	貸出金 残高	構成比
設 備 資 金	86,607	47.8	87,750	46.5
運 転 資 金	94,483	52.2	100,818	53.5
合 計	181,090	100.0	188,568	100.0

「融資したお金の使いみち」

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸出金 残高	構成比	貸出金 残高	構成比
消 費 者 ロ ー ン	3,227	6.0	3,603	6.8
住 宅 ロ ー ン	50,544	94.0	49,753	93.2
合 計	53,772	100.0	53,356	100.0

「個人のお客さまにご利用
いただいているローン残高」

貸倒引当金期末残高および期中増減額

(単位:百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	残 高	増減額	残 高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	363	△ 14	340	△ 23
個 別 貸 倒 引 当 金	918	106	1,021	100
合 計	1,282	91	1,365	81

有価証券の現況

有価証券の種類別の期末残高・平均残高 (単位:百万円)

区 分		2024年度		2025年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	5,142	6,836	9,327	5,219
	合 計	5,142	6,836	9,327	5,219
地 方 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	1,998	2,823	97	1,122
	合 計	1,998	2,823	97	1,122
短 期 社 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—
政府保証債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—
公社公債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	430	642	335	453
	合 計	430	642	335	453
金 融 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	1,172	962	1,454	1,405
	合 計	1,172	962	1,454	1,405
事 業 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	41,936	41,458	38,027	44,094
	合 計	41,936	41,458	38,027	44,094
株 式	子会社・関連会社	—	—	—	—
	その他の目的	523	271	1,358	602
	合 計	523	271	1,358	602
外 国 証 券	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	37,290	37,026	37,628	39,293
	合 計	37,290	37,026	37,628	39,293
その他の証券	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	27,118	24,672	24,610	24,690
	合 計	27,118	24,672	24,610	24,690
計	満期保有目的	—	—	—	—
	子会社・関連会社	—	—	—	—
	その他の目的	115,611	114,693	112,840	116,881
	合 計	115,611	114,693	112,840	116,881

売買目的有価証券 (単位:百万円)

	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

種 類		2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

- 金融等デリバティブ取引
- 金融先物取引等
- 先物海外取引
- その他規則第15条の3、第5号に掲げる取引
- 商品有価証券の種類別の平均残高
- 有価証券オプション取引等
- 外国為替有価証券市場における取引

上記7項目につきましては該当ありません。

その他有価証券 (単位:百万円)

種 類		2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	407	310	97	1,005	569	436
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,270	4,205	65	182	105	77
	そ の 他	21,437	20,223	1,213	19,746	17,721	2,025
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	26,115	24,739	1,375	20,934	18,395	2,538
	株 式	110	125	△ 15	347	388	△ 40
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	5,142	5,518	△ 375	9,327	9,635	△ 308
	地 方 債	1,998	2,004	△ 6	97	100	△ 2
	社 債	39,268	41,640	△ 2,371	39,636	41,512	△ 1,875
合 計	そ の 他	37,508	39,345	△ 1,836	37,407	39,206	△ 1,799
	小 計	84,028	88,634	△ 4,606	86,815	90,842	△ 4,026
合 計		110,143	113,373	△ 3,230	107,749	109,237	△ 1,488

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金 (単位:百万円)

区 分	2024年度	2025年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	5	5
組合出資金	5,462	5,084

運用目的の金銭の信託 (単位:百万円)

2024年度		2025年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
922	△22	1,008	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

その他の金銭の信託 (単位:百万円)

2024年度					2025年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
9,430	9,184	245	394	△148	9,480	9,319	161	369	△208

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

自己資本の充実の状況等の開示

信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)第百三十二条第一項第五号二等に基づき、自己資本の充実の状況等について定性的な開示事項及び、第三項に定める定量的な開示事項を以下のとおり開示いたします。

I 定性的開示事項

1. 自己資本調達手段の概要(36ページに詳細情報記載)

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目からコア資本に係る調整項目を控除した額で構成されています。

2025年度末の当金庫における自己資本額のうち、毎年の利益により当金庫が積み立てているもの(特別積立金)等以外に、コア資本に係る基礎項目では地域のお客さまからお預かりしている出資金などがこれに該当します。尚、当金庫の自己資本調達は、毎年得られる利益の積み上げと地域のお客さまからの出資金を原則としております。

2. 当金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要(37ページ)

自己資本の充実度に関しまして、当金庫の自己資本比率は、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫の各エクスポージャーは、一分野に集中することなく、リスク分散が図られておりと評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに策定する経営方針、事業計画に基づいた業務運営を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項(38ページ)

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫において、信用リスクは最重要なリスクであります。極小化すべきリスクではなく、むしろ管理、コントロールすべきリスクであると認識し、公共性、安全性、成長性、収益性を原則とする厳正な与信判断を行なうべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範を明示した「クレジットポリシー」を制定し、役職員に理解と遵守を促し、信用リスク管理を徹底しています。信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理(資産構成管理)として自己査定による債務者区分別、業種別、加えて与信集中によるリスク抑制のため大口与信先管理についても定期的に役員へ報告するなど、管理態勢の整備をしております。

案件の審査・与信管理につきましては、審査部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としており、さらに、経営陣による大口与信先打合せ、ローンレビュー等も定期的に開催することで、信用リスク管理を組織ベースで行なう態勢としております。以上の相互牽制機能に、リスク状況管理とその報告、経営陣の実態把握と監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施

することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」および「償却・引当基準」に基づき、自己査定結果における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとに債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先ともに、優良担保・保証を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。尚、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) 信用リスク算出に使用する手法の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

(3) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付け機関(37ページ)

リスク・ウェイト判定に使用する適格格付け機関は以下の機関を採用しています。

尚、与信関連の信用リスクに関しては、外部の適格格付け機関の格付けは採用いたしません。またエクスポージャーの種類ごとに適格格付け機関の使い分けも行なっておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要(43ページに詳細情報記載)

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の採り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。したがって担保または保証に過度に依存しないような融資の採り上げ姿勢に徹しております。但し、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱に努めております。

当金庫が扱う担保には、預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等があり

用語解説

① エクスポージャー

リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

② リスク・アセット

リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額をいいます。

③ コア資本に係る基礎項目

自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の基本的項目であり、出資金・資本剰余金・利益剰余金・一般貸倒引当金・土地再評価差額金の45%相当額などから構成されます。

④ コア資本に係る調整項目

自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の調整(控除)項目であり、無形固定資産・前払年金費用の額などから構成されます。

⑤ 繰延税金資産

金融機関が不良債権処理等に伴って支払った税金が、将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産をいいます。会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じます。

ますが、その手続きについては、金庫が定める「与信取扱規定」等により適切な事務取扱いおよび適正な評価を行なっております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証（但し、代理貸付に関する債務保証はオフバランスに計上）に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「与信取扱規定」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として信用保証協会保証等、その他未担保預金等が該当します。

また、派生商品取引及びレバ形式の取引は行なっており、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しても、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要 (43ページに詳細情報記載)

当金庫では、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性がある信用リスクを内包したいわゆる派生商品のお取扱いはいたしておりません。

また、当金庫の運用においても派生商品は保有いたしておりませんが、派生商品を保有した場合において市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「引当基準」に則した適正な引当金を計上することといたしております。

その他、有価証券関連取引についても派生商品は保有いたしておりませんが、派生商品を保有する場合においても、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じた場合には、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。リスク資本については、自己資本の範囲として位置づけ、その範囲で各リスク許容を割当てた運営を導入し、与信限度枠を含めた各リスクリミットは、理事会において決議する方針として運営いたしております。また長期決済期間取引は保有しており、該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項(44ページに詳細情報記載) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に分類されますが、当金庫においては、投資家としてのみ証券化取引を行なっております。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などによ

り把握するとともに、必要に応じて、資金運用会議等に諮り、適切な管理に努めております。加えて、金庫内ネットワークにより、随時経営陣がモニタリングできる体制も整えております。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項(14ページに詳細情報記載) リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避もしくは極小化すべきリスクであり、当金庫では、「リスク管理方針」のもとに、その組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行ない、リスクの顕在化の未然防止および発生時の影響の極小化に努めております。

事務リスク管理については、営業店においては「事務規定」に基づいた事務運営を心がけることはもちろんのこと、営業店内における勉強会、店内検査をはじめ、本部主催での事務の臨店指導、研修などに加え、牽制機能としての事務検査・監査を実施し、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「各種システム管理規定」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類を明確にし、定期的な点検検査、さらには牽制機能としてシステム監査を実施し、安定した業務遂行・運営が継続できるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理体制の強化に努めております。

顧客保護の観点を重視したリスクについては、苦情相談窓口として「お客さまサービス室」の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制については「経営管理本部」による組織管理態勢の整備、またリスク商品等に対する説明態勢の整備や管理態勢については、「業務管理本部」においてその整備に努めており、その他風評リスク、法務リスクについても所管を明確にして適切な管理を実施いたしております。

また、これらのリスクに関しましては、経営対策委員会をはじめ、リスク所管部において協議・検討するとともに、必要に応じて経営会議において報告する体制を整備いたしております。

8. マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスク相当額は不算入としております。

9. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の概要 (算出に使用する手法の名称)

自己資本比率告示第304条に基づく標準的手法により算出しております。

オペレーショナル・リスク相当額は、BC(事業規模要素)の額にILM(内部損失乗数)を乗じて算出しております。

なお、BICの額は自己資本比率告示第305条第1項に基づき、BI(事業規模指標)にBIの額に応じて定める掛目を乗じて算出しております。

(BIの算出方法)

BIはILD(金利指標)、SC(役務要素)、FC(金融商品要素)の合計額です。なお、ILD、SC、FCの額は自己資本比率告示第305条第2項に基づき算出しております。

用語解説

信用リスク

取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

クレジットポリシー

与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したものをいいます。

標準的手法

信用リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。従来の自己資本比率規制よりも、個々のエクスポージャー毎にリスク・ウェイト(債権の危険度を表す指標)をきめ細かく判定してリスクをより精緻化する反面、中小企業等・個人向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮したり、個別債権毎に信用リスク削減手法

を適用するなどして自己資本比率を算出する手法をいいます。この標準的手法は、その他に内部格付けでリスク・アセットを算出する基礎的的内部格付手法や先進的内部格付手法があり、金融機関の実状に合わせて手法を選択します。

適格格付機関

バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。

(ILMの算出方法)

自己資本比率告示第306条第1項第3号に基づき、ILMに1を用いております。

(オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結子会社法人等又は事業部門の有無)

該当ありません

(オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無)

該当ありません

10. 銀行勘定における信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要(44ページに詳細情報記載)

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価および最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況などは、ALM委員会、資金運用会議等においてリスク分析などを実施して投資の是非を協議するなど、適切な管理に努めております。また株式関連の投資は、有価証券にかかる運用方針の中で定める限度枠での取引に限定するとともに、基本的には債券などの金利リスクのヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した運用に心がけております。尚、取引にあたっては、資金運用方針等に基づいた適正な運用・管理を行っております。またリスクの状況は、毎月の有価証券運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、定期的に常務会、理事会へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

尚、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項(45ページに詳細情報記載)

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な時価計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利のショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した金利収益シミュレーションによる収益への影響度(収益ストレステスト)、さらには新商品等の導入による影響などALM管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会などで協議検討するとともに、経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIに関する事項

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ③流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
考慮しておりません。
- ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
 Δ EVE及び Δ NIIの算定にあたり、保守的に通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮しておりません。
- ⑥スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)
割引金利にスプレッドを含めず、リスクフリーレートを使用しています。
- ⑦内部モデルの使用等、 Δ EVEと Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。

B. 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ①金利ショックに関する説明
 Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動等としております。
- ②金利リスク計測の前提及びその意味
当金庫では内部管理上、預貸金や有価証券などの商品毎の金利リスクをVaRなどにより管理しており、信用リスクやその他のリスクとともに、リスク資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しております。

用語解説

オペレーショナル・リスク

金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により、損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システム誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人事リスクなどが含まれます。

VaR(Value at Risk: パリュー・アット・リスク)

将来の特定期間に、ある一定の確率の範囲内でポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出されたリスク量をいいます。

金利リスク

市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクをいいます。

BPV(Basis Point Value: ベーシス・ポイント・バリュー)

金利リスク指標の一つで、全ての期間の金利が1ベーシス・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表します。

Δ EVE(Economic Value of Equity)

金利ショック下の銀行勘定の現在価値変動額を表します。

Δ NII(Net Interest Income)

金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の変動額を表します。

Ⅱ 定量的開示事項

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	2024 年度	2025 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	16,354	16,722
うち、出資金及び資本剰余金の額	499	492
うち、利益剰余金の額	15,875	16,249
うち、外部流出予定額(△)	19	19
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	364	340
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	364	340
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	16,718	17,062
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	184	147
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	184	147
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	257	313
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	442	461
自 己 資 本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	16,275	16,601
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	188,189	190,330
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,666	5,827
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	192,855	196,158
自 己 資 本 比 率		
自己資本比率(ハ) / (ニ)	8.43%	8.46%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等*1	所要自己資本額	リスク・アセット等*1	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	188,189	7,527	190,330	7,613
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー*2	172,108	6,884	171,193	6,847
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,310	52	1,057	42
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	302	12	474	18
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	46	1	44	1
地方三公社向け	—	—	100	4
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	38,659	1,546	38,959	1,558
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	65,718	2,628	63,230	2,529
中堅中小企業等向け及び個人向け	8,929	357	9,854	394
トランザクター向け	—	—	—	—
不動産関連向け	38,453	1,538	37,908	1,516
自己居住用不動産等向け	25,211	1,008	24,459	978
賃貸用不動産向け	13,242	529	13,449	537
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—
A DC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け	2,103	84	2,233	89
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	450	18	531	21
取立未済手形	80	3	18	0
信用保証協会等による保証付	2,794	111	2,662	106
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株 式 等	441	17	1,474	58
上 記 以 外	11,539	461	11,760	470
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
② 証券化エクスポージャー*3	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー*4	16,081	643	19,137	765
ルック・スルー方式	16,081	643	19,137	765
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦ 中央精算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額*5	4,666	186	5,827	233
BI	3,110	—	3,885	—
BIC	373	—	466	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	192,855	7,714	196,158	7,846

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「(国際決済銀行等向け)」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと 3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2023年度計数)。

6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。

8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分		エクスポージャー 区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上 延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度		
国	内	334,422	333,430	181,383	188,843	53,444	51,452	—	—	3,753	4,110
国	外	38,879	39,354	—	—	38,879	39,354	—	—	—	—
地 域 別 合 計		373,302	372,785	181,383	188,843	92,323	90,807	—	—	3,753	4,110
製 造 業		32,668	30,122	12,793	13,109	19,506	16,331	—	—	1,374	1,635
農 業、林 業		21	58	21	58	—	—	—	—	—	—
漁 業		20	19	20	19	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		12,439	12,989	11,037	11,185	1,402	1,804	—	—	254	510
電気・ガス・熱供給・水道業		8,620	5,707	85	77	8,535	5,630	—	—	—	—
情報通信用業		4,088	2,287	374	304	3,714	1,904	—	—	—	—
運輸業、郵便業		7,168	6,899	4,062	3,892	3,099	3,001	—	—	152	145
卸売業、小売業		18,152	17,877	14,669	14,424	3,482	3,393	—	—	418	559
金融業、保険業		96,819	94,595	730	723	29,954	31,263	—	—	0	—
不動産業		46,253	49,927	27,823	29,638	4,984	7,857	—	—	338	75
物品賃貸業		436	479	436	479	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		1,106	1,165	1,106	1,165	—	—	—	—	0	—
宿泊業		331	236	331	236	—	—	—	—	40	—
飲食業		3,633	2,971	3,633	2,971	—	—	—	—	210	93
生活関連サービス業、娯楽業		2,747	2,910	2,747	2,910	—	—	—	—	0	226
教育、学習支援業		278	280	278	280	—	—	—	—	—	—
医療、福祉		7,863	7,869	7,863	7,857	—	—	—	—	187	242
その他のサービス		4,881	6,353	4,474	5,443	401	904	—	—	221	10
国・地方公共団体等		58,239	65,897	38,480	45,024	17,243	18,717	—	—	—	—
個人		50,375	49,008	50,375	49,008	—	—	—	—	553	611
その他		17,154	15,126	37	32	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		373,302	372,785	181,383	188,843	92,323	90,807	—	—	3,753	4,110
1 年 以 下		77,441	76,031	21,372	24,560	12,142	10,673	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		34,264	37,793	15,215	14,816	15,763	21,477	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		40,864	61,792	18,065	30,667	20,007	18,989	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		44,149	24,001	18,620	16,162	14,729	7,239	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		28,199	32,024	21,527	17,403	5,772	14,226	—	—		
10 年 超		110,812	103,495	86,415	85,094	23,909	18,201	—	—		
期間の定めのないもの		37,569	37,646	166	139	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		373,302	372,785	181,383	188,843	92,323	90,807	—	—		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、仮払金、株式投資信託、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
					目的使用		その他			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
一般貸倒引当金	379	364	363	340	—	—	379	364	363	340
個別貸倒引当金	811	921	921	1,021	76	3	735	918	921	1,021
合計	1,190	1,285	1,282	1,365	76	3	1,114	1,282	1,282	1,365

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製 造 業	487	489	554	518	56	—	431	489	554	518	116	—
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	13	14	14	49	—	—	13	14	14	49	4	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業・郵 便 業	29	42	42	28	—	—	29	42	42	28	—	—
卸 売 業・小 売 業	38	68	68	106	4	—	33	68	68	106	0	—
金 融 業・保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	20	7	24	4	—	—	20	7	24	4	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	4	7	7	5	—	—	4	7	7	5	1	16
生活関連サービス業・娯楽業	—	—	—	97	—	—	—	—	—	97	—	0
教 育・学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	61	63	63	67	—	—	61	63	63	67	—	0
そ の 他 サ ー ビ ス 業	3	84	8	12	—	—	3	81	8	12	—	2
国・地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	152	142	137	130	15	—	137	142	137	130	9	18
合 計	811	921	921	1,021	76	3	735	918	921	1,021	132	39

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳*1

(単位:百万円)

	2024年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現 金	1,781		1,781			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	13,171		13,828			
外国の中央政府及び中央銀行向け	3,173		3,244		1,310	40%
国際決済銀行等向け	341		341			
我が国の地方公共団体向け	40,480		40,486			
外国の中央政府等以外の公共部門向け						
国際開発銀行向け	602		605		302	50%
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け	430		469		46	10%
地方三公社向け						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	83,020		83,734		38,659	46%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け						
カバード・ボンド向け						
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	86,932	1,322	89,569	528	66,215	73%
特定貸付債権向け						
中堅中小企業等向け及び個人向け	11,906	29,542	11,906	11,816	9,530	40%
トランザクター向け						
不動産関連向け	65,187		65,187		38,453	59%
自己居住用不動産等向け	49,901		49,901		25,211	51%
賃貸用不動産向け	15,286		15,286		13,242	87%
事業用不動産関連向け						
その他不動産関連向け						
ADC向け						
劣後債権及びその他資本性証券等						
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	3,199		3,199		2,103	66%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	554		554		450	81%
取立未済手形	403		403		80	20%
信用保証協会等による保証付	25,684	1,015	25,684	406	2,972	11%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
株 式 等	523		441		441	100%
合 計					160,568	

	2025年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現 金	2,039		2,039			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	16,900		17,403			
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,358		2,428		1,057	44%
国際決済銀行等向け	619		619			
我が国の地方公共団体向け	45,122		45,124			
外国の中央政府等以外の公共部門向け						
国際開発銀行向け	1,001		1,008		474	47%
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け	336		441		44	10%
地方三公社向け	501		501		100	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	81,447		82,326		38,959	47%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け						
カバード・ボンド向け						
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	83,626	668	85,724	157	63,377	74%
特定貸付債権向け						
中堅中小企業等向け及び個人向け	13,139	27,998	13,139	11,199	10,377	43%
トランザクター向け						
不動産関連向け	64,509		64,509		37,908	59%
自己居住用不動産等向け	49,039		49,039		24,459	50%
賃貸用不動産向け	15,469		15,469		13,449	87%
事業用不動産関連向け						
その他不動産関連向け						
ADC向け						
劣後債権及びその他資本性証券等						
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	3,328	154	3,328	61	2,275	67%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	627		627		531	85%
取立未済手形	90		90		18	20%
信用保証協会等による保証付	23,985	979	23,985	391	2,833	12%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
株 式 等	1,358		1,133		1,474	130%
合 計					190,330	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

05 資料編

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)
現 金	1,781											
我が国の中央政府及び中央銀行向け	13,828											
外国の中央政府及び中央銀行向け	624											
国際決済銀行等向け	341											
我が国の地方公共団体向け	40,486											
外国の中央政府等以外の公共部門向け												
国際開発銀行向け												
地方公共団体金融機構向け												
我が国の政府関係機関向け		469										
地方三公社向け												
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	627			69,926								
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け												
カバード・ボンド向け												
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	31			6,589								
特定貸付債権向け	31											
中堅中小企業等向け及び個人向け	11,207											
トランザクター向け												
不動産関連向け				12,231	1,282	5,308		836	23	2,791	39	1,794
自己居住用不動産等向け				12,231	1,282	3,994			23	2,791		
賃貸用不動産向け						1,313		836			39	1,794
事業用不動産関連向け												
その他不動産関連向け												
ADC向け												
劣後債権及びその他資本性証券等												
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		1,463		29								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				129								
取立未済手形				403								
信用保証協会等による保証付		23,471		2,503								
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付												
株 式 等												
合 計	68,961	25,404		91,812	1,282	5,308		836	23	2,791	39	1,794

	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)
現 金	2,039											
我が国の中央政府及び中央銀行向け	17,403											
外国の中央政府及び中央銀行向け	312											
国際決済銀行等向け	619											
我が国の地方公共団体向け	45,124											
外国の中央政府等以外の公共部門向け												
国際開発銀行向け												
地方公共団体金融機構向け												
我が国の政府関係機関向け		441										
地方三公社向け				501								
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	589			68,266								
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け												
カバード・ボンド向け												
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)				10,536								
特定貸付債権向け												
中堅中小企業等向け及び個人向け	10,633											
トランザクター向け												
不動産関連向け	17			12,980	1,159	4,629		244	35	2,677	98	2,109
自己居住用不動産等向け				12,980	1,159	3,814			35	2,677		
賃貸用不動産向け	17					815		244			98	2,109
事業用不動産関連向け												
その他不動産関連向け												
ADC向け												
劣後債権及びその他資本性証券等												
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		1,531		37								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				119								
取立未済手形				627								
信用保証協会等による保証付		21,400		2,865								
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付												
株 式 等												
合 計	76,738	23,372		95,936	1,159	4,629		244	35	2,677	98	2,109

(単位:百万円)

2024年度

資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)

(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
																			1,781
																			13,828
2,620																			3,244
																			341
																			40,486
605																			605
																			469
																495	3,201	9,482	83,734
24,587					9,516		26,046			23,326									90,098
							26,046			316									26,395
							11,906			609									23,723
2,976	262	1,463	8	26,339	1,659				280		5,428				2,459				65,187
2,976			8	26,339	251														49,901
	262	1,463			1,408				280		5,428				2,459				15,286
161										893					651				3,199
										425									554
																			403
										115									26,090
										441									441
30,951	262	1,463	8	26,339	11,176		37,953		280	25,812	5,428				3,606	3,201		9,482	354,190

(単位:百万円)

2025年度

資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)

(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
																			2,039
																			17,403
2,115																			2,428
																			619
																			45,124
908																			908
																			441
																			501
																3,990		9,480	82,326
18,450					10,418		29,611			8,041									77,058
					13,139					677									24,450
2,659	186	1,506		25,379	3,188				28		5,465				2,139				64,509
2,659				25,379	332														49,039
	186	1,506			2,856				28		5,465				2,139				15,469
13										1,182					625				3,389
										508									627
																			627
																			24,265
24,146	186	1,506		25,379	26,746		29,611		28	10,409	5,465				2,765	3,990		9,480	346,721

ならしめの
経営方針について

お客さまへ

地域貢献

業務のご案内

資料編

金庫の概要

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円、%)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	180,485	28,825	40.000	193,597
40%～70%	62,024	—		63,650
75%	10,860	—		11,176
80%	—	—		
85%	37,953	—		37,953
90%～100%	24,341	3,055	40.000	26,093
105%～130%	5,428	—		5,428
150%	3,613	—		3,606
250%	3,202	—		3,201
400%	—	—		
1,250%	—	—		
その他	9,482	—		9,482
合 計	337,392	31,880		354,190

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	2025年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	189,481	27,303	40.000	202,116
40%～70%	55,087	—		56,106
75%	26,367	—		26,746
80%	—	—		
85%	29,611	—		29,611
90%～100%	9,508	2,497	40.000	10,437
105%～130%	5,465	—		5,465
150%	2,765	—		2,765
250%	3,981	—		3,990
400%	—	—		
1,250%	—	—		
その他	9,480	—		9,480
合 計	331,750	29,800		346,721

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
			2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー			944	1,191	13,172	14,497	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

当金庫は、証券化エクスポージャーに関するオリジネーターの場合の取引は行っておりません。

ロ. 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2024年度		2025年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2024年度		2025年度		2024年度		2025年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0% ～ 15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15% ～ 50%未満	—	—	—	—	2	—	—	—
50% ～ 100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100% ～ 250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250% ～ 400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400% ～ 1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%以上	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。
2. 「1,250%以上」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	10,473	10,473	11,484	11,484
非 上 場 株 式 等	1,850	1,850	1,850	1,850
合 計	12,324	12,324	13,335	13,335

(注) 投資信託等の裏付資産のうち出資等に該当するものは、一括して上場株式等に含めております。非上場株式等には、信金中央金庫出資金等が含まれております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
売 却 益	39	89
売 却 損	24	9
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
評 価 損 益	911	1,689

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
評 価 損 益	—	—

05 資料編

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	11,700	9,394
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フィールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	2,426	3,104	0	0
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	0	3	671	570
3	ス テ ィ ー プ 化	2,590	3,219		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	2,590	3,219	671	570
8	自 己 資 本 の 額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		16,601		16,275	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条で定められた開示項目の他、自主的に開示する任意開示項目を記載し作成しております。

単体(信用金庫法施行規則第132条における規定)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織 49
- (2) 理事及び監事の氏名及び役職名 49
- (3) 事務所の名称及び所在地 2・53

2. 金庫の主要な事業の内容 49

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 7
- (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 9
 - ① 経常収益
 - ② 経常利益又は経常損失
 - ③ 当期純利益又は当期純損失
 - ④ 出資総額及び出資総口数
 - ⑤ 純資産額
 - ⑥ 総資産額
 - ⑦ 預金積金残高
 - ⑧ 貸出金残高
 - ⑨ 有価証券残高
 - ⑩ 単体自己資本比率
 - ⑪ 出資に対する配当金
 - ⑫ 職員数
- (3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
 - ① 主要な業務の状況を示す指標 9・29
 - ・業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)
 - ・資金運用収支、役員取引等収支及びその他の業務収支
 - ・資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや
 - ・受取利息及び支払利息の増減
 - ・総資産経常利益率
 - ・総資産当期純利益率
 - ② 預金に関する指標 30
 - ・流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高
 - ・固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高
 - ③ 貸出金等に関する指標 29・31
 - ・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
 - ・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
 - ・担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額
 - ・使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高
 - ・業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
 - ・預貸率の期末値及び期中平均値
 - ④ 有価証券に関する指標 28・29・32
 - ・有価証券の種類別の残存期間別の残高
 - ・有価証券の種類別の平均残高
 - ・預証率の期末値及び期中平均値

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理体制 13
- (2) 法令遵守の体制 11
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 17・18
- (4) 金融ADR制度への対応 48

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 25・26
- (2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び

- ①から④までに掲げるものの合計額 10
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - ② 危険債権
 - ③ 三月以上延滞債権(貸出金のみ)
 - ④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)
 - ⑤ 正常債権
 - (3) 自己資本比率の状況 9
 - (4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 32
 - ① 有価証券
 - ② 金銭の信託
 - ③ 第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引)
 - (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 31
 - (6) 貸出金償却の額 31
 - (7) 金庫が法第28条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 26
 - (8) 報酬体系について 50
- ### 6. 財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認 26

単体(自己資本の充実の状況における開示)

1. 定性的開示事項

- (1) 自己資本調達手段の概要 33
- (2) 当金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 33
- (3) 信用リスクに関する事項 33
 - ① リスク管理の方針及び手続きの概要
 - ② 信用リスク算出に使用する手法の名称
 - ③ リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付け機関
- (4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要 33
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要 34
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項 34
- (7) オペレーショナル・リスクに関する事項 34
- (8) 銀行勘定における信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要 35
- (9) 銀行勘定における金利リスクに関する事項 35
 - ① リスク管理の方針及び手続きの概要
 - ② 銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

2. 定量的開示事項

- (1) 自己資本の構成に関する開示事項 36
- (2) 自己資本の充実度に関する事項 37
- (3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く) 38・39・40・41・42
- (4) 信用リスク削減手法に関する事項 43
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 43
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項 44
 - ① オリジネーターの場合
 - ② 投資家の場合
- (7) 出資等エクスポージャーに関する事項 44
- (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 45
- (9) 金利リスクに関する事項 45

若手職員のパワーで変革を

当金庫は2028年9月に創業100周年を迎えます。

この節目に向け3つのテーマのKPIを設定し、若手職員によるプロジェクトチームを発足しました。

若手ならではの柔軟な発想と行動力を活かし、部門横断でアイデアを出し合い、

具体的な取り組みを策定し推進してまいります。



地域に貢献する 人材の育成



人づくり

地域の発展のために何ができるか考え、地域のために邁進する人材を育成し、地域の課題解決や活性化に貢献する。地域とのつながりを強め、共に成長する組織を目指す

アドバイザー
の育成

8名



評価指標 (KPI) : 25名

地域貢献活動を
積極的に展開

92件



評価指標 (KPI) : 50件/年

職員の声を
反映した改善

3件



評価指標 (KPI) : 20件

ユーザーインに 向けた組織改革



笑顔づくり

お客さまの立場に立ち課題解決に向けた行動をとり、信頼と喜びを生むサービスを届ける。職員一人ひとりがお客さまの声に耳を傾け、多くのお客さまを笑顔にする

お客さまの声を
反映した改善

20.7%

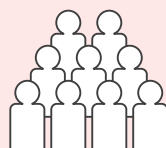


評価指標 (KPI) : 20%

お取引先数の
増加

前年比

97.5%



評価指標 (KPI) : 105%



地域経済向上を軸とした 業務運営への軸足転換



まちづくり

地域とのつながりに主眼を置き、地域の観光・経済の活性化に寄与し、地域と協働で活力ある地域社会を築く。地域の声に応え、なくてはならないパートナーとして歩んでいく

お借入先数の
増加

前年比

104.3%



評価指標 (KPI) : 110%

経営を支える
取組み

110件



評価指標 (KPI) : 300件

迅速な
融資対応

平均

7.4営業日



評価指標 (KPI) :
お申込から回答まで10営業日

金庫の概要

金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等を営業店またはお客さまサービス窓口で受付けています。

1.当金庫はお客さまからの苦情等のお申出に公正かつ的確に対応するために業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をポスター・ホームページで公表しております。

2.苦情等のお申出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。

3.事実関係を把握のうえで、営業店、関係部署等とともに連携を図り、迅速・公平にお申出の解決に努めます。

4.苦情等のお申出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店(電話番号は54ページ参照)または次の担当部署へお申出ください。

奈良信用金庫 お客さまサービス窓口	住 所	〒639-1082 大和郡山市南郡山町529番地の6		
	電話番号	0800-170-6314(フリーダイヤル)	受付日 時間	9:00～17:00(信用金庫営業日)

*お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またはお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

5.当金庫のほかに一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんぎん相談所(月曜～金曜(祝日除く)9:00～17:00、電話:03-3517-5825)」をはじめとする他の機関でもお申出を受付けています。詳しくは上記お客さまサービス窓口にご相談ください。

証券業務に関する苦情は、当金庫が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)(電話:0120-64-5005)でも受付けています。

6.東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、お客さまサービス窓口または上記全国しんぎん相談所へお申出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申立ていただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんぎん相談所または、当金庫お客さまサービス窓口」にお尋ねください。

7.奈良弁護士会が設置運営する仲裁センターや奈良県消費生活センターで紛争の解決を図ることも可能です。このほか、証券業務に関する紛争は、当金庫が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)でも受付けています。

名 称	奈良弁護士会 仲裁センター	奈良県消費生活センター	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (ADR FINMAC) [日本証券業協会]
住 所	〒630-8237 奈良市中筋町22-1	〒630-8122 奈良市三条本町8-1	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1
電 話 番 号	0742-22-2035	0742-36-0931	0120-64-5005
受付日 時間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～17:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～16:30	月～金(祝日(振替休日を含む)、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00

お客さまへ ～不正に預金を引出す犯罪が多発しております。犯罪防止にご協力ください～

- 対策その1 暗証番号について
キャッシュカードのお申込みの際、「生年月日」「電話番号」や「1234」など第三者に推測されやすい番号のご登録はお断りしております。
- 対策その2 1口座1日あたりのご利用限度額について
盗難・偽造キャッシュカードによる預金の不正引出しを防ぐ対策として限度額を設けております。

	磁気(MC)キャッシュカード	生体認証付ICキャッシュカード	ICキャッシュカード	
	磁気ストライプ取引	(ICチップ+静脈認証)取引	ICチップ取引	磁気ストライプ取引
① 出金・振替	①②合計で 50万円	①は1,000万円 (②のデビットサービスはご利用できません)	①②合計で 200万円	①②合計で 50万円
② デビットカードサービス				
③ 振込	100万円	100万円	100万円	100万円

(注)ICキャッシュカードのICチップ取引での利用限度額に磁気ストライプ取引での利用限度額を含みます。
IC対応ATMでは「ICチップ」が、IC非対応ATMでは「磁気ストライプ」が機能します。

2026年7月1日現在

- 対策その3 「ICキャッシュカード(生体認証機能付)」の採用について
従来の暗証番号に加え、一人ひとり異なるパターンを持つ「手のひら静脈」による本人認証を行うため、スキミング犯罪にも効果的です。
- 対策その4 カード振込機能の一部利用制限について
65歳以上のお客さまで過去3年以上当金庫のATMを利用してキャッシュカードによるATM振込実績がない方は、キャッシュカードによるATM振込機能を停止させていただくことがあります。
- 対策その5 カード出金金額の一部制限について
①70歳以上のお客さまは1日の1口座あたりATMご出金利用限度額を50万円に制限させていただいております。
②65歳以上のお客さまで、過去1年以上当金庫以外のATMを利用したキャッシュカードによる出金・振込の実績がない方は、当金庫以外のATM出金限度額を20万円(※)に制限させていただいております。
※デビットカードの利用や他金融機関のATMでの振込も含みます。

- 取引時確認について
10万円を超える現金によるお振込みや口座開設、200万円を超える現金取引等については、本人確認書類のご提示と、職業や取引を行う目的等を確認させていただきます。
- お客さまにお願い
●預金の引出しなどの際に暗証番号を背後から盗み見られたり、他人に知られないようご注意ください。
●当金庫職員や関係者、警察官などが店外や電話で暗証番号をお尋ねすることはありません。
●当金庫のホームページ上で、キャッシュカードの暗証番号を入力いただくことはありません。
●通帳・印鑑・カード・本人確認書類は別々に保管してください。

通帳・印鑑・キャッシュカードの紛失・盗難に気づかれた場合または、身に覚えのない取引があった場合は直ちに下記までご連絡ください。

平日 (月曜～金曜)	8:45～17:00	お取引店または最寄りの本支店 しんぎんATM監視センター (紛失共同受付センター)	06-6454-6631
土・日・祝	終日		

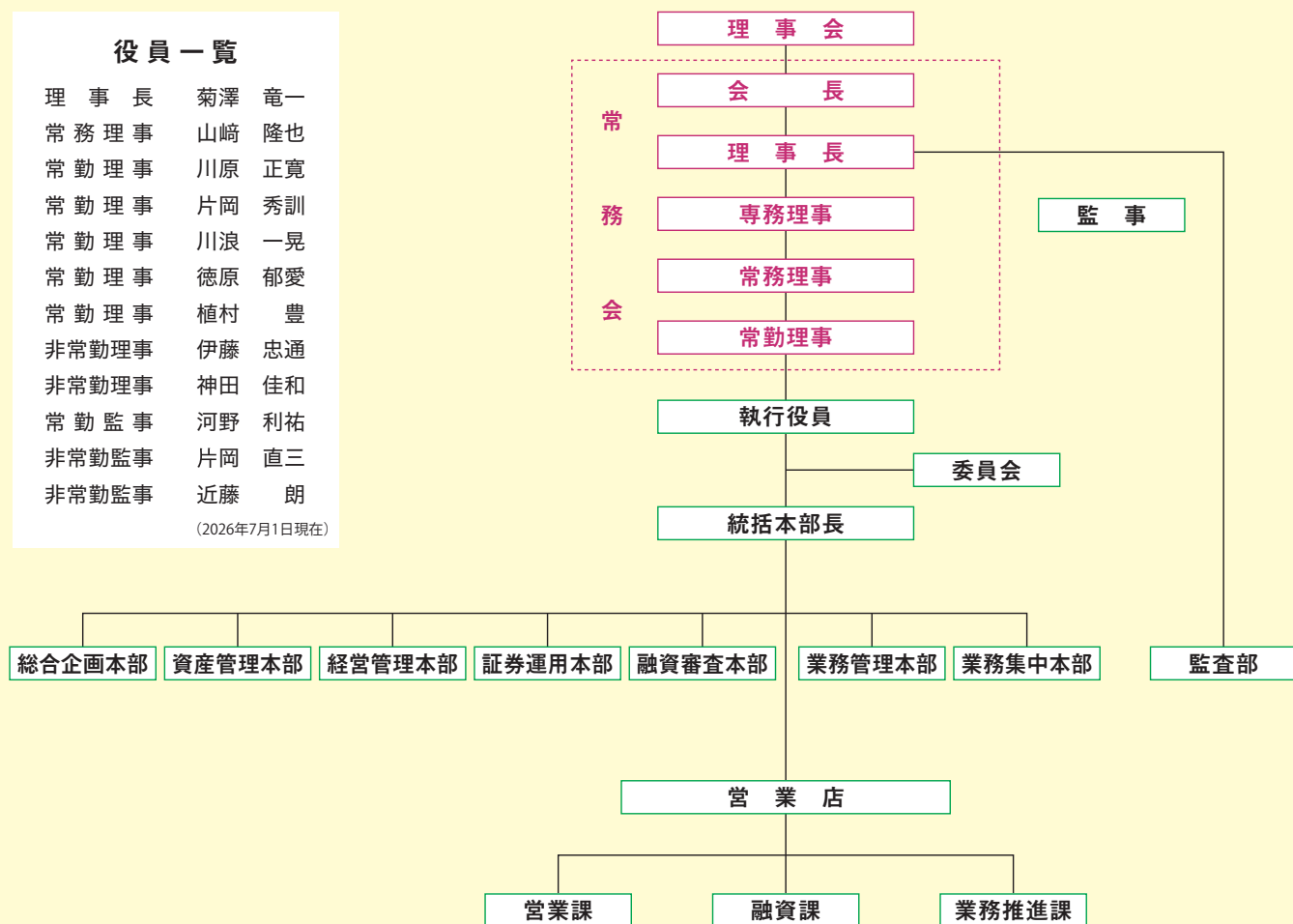
<24時間受付しております>

盗難の恐れがある場合は最寄りの警察にもお届けください。

役員一覧

理事長	菊澤 竜一
常務理事	山崎 隆也
常勤理事	川原 正寛
常勤理事	片岡 秀訓
常勤理事	川浪 一晃
常勤理事	徳原 郁愛
常勤理事	植村 豊
非常勤理事	伊藤 忠通
非常勤理事	神田 佳和
常勤監事	河野 利祐
非常勤監事	片岡 直三
非常勤監事	近藤 朗

(2026年7月1日現在)



(2026年7月1日現在)

- 理事会:理事会は、法令または定款に規定があるもののほか、理事会規定に基づき運営されており、金庫業務の執行に関する重要事項を決定するとともに理事の職務の執行を監督します。
- 監事会:監事会は、業務の違法性監査の実施を基本としており、法令、定款、監事会規定に基づき運営されています。
- 常務会:常務会は、金庫の業務執行に関する重要事項を協議、決定します。但し、理事会規定に定める決議事項については予め委任されたものを除きその原案を検討審議します。

- ※1 理事 伊藤忠通、神田佳和は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
- ※2 監事 片岡直三、近藤朗は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

金庫の主要な事業の内容

1. 預金及び定期積金の受入れ(預金業務)
 - 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、定期預金、定期積金、譲渡性預金等
2. 資金の貸付け及び手形の割引(貸出業務)
 - 手形貸付、証書貸付、当座貸越、及び一般商業手形の割引
3. 為替取引(内国・外国為替業務)
 - 送金為替、当座振込、代金取立等の内国為替業務、及び輸出、輸入、外国送金、その他外国為替取引に関する信金中央金庫への斡旋業務
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る)
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(商品投資受益権証券の取得・譲渡に係る付随業務を除く)
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
 - (株)日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、信金中央金庫、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人福祉医療機構、日本銀行、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本酒造組合中央会、一般社団法人しんきん保証基金、一般社団法人全国石油協会、公益財団法人不動産流通推進センター
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)
 - イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - ロ 銀行
 - ハ 長期信用銀行(長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)に規定する長期信用銀行をいう)
 - ニ 信用協同組合及び中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条第1項第1号の事業を行う協同組合連合会
 - ホ 労働金庫及び労働金庫連合会
 - ヘ 農業協同組合(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第3号の事業を行うものに限る)及び農業協同組合連合会(同号の事業を行うものに限る)
 - ト 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第4号の事業を行うものに限る)、漁業協同組合連合会(同法第87条第1項第4号の事業を行うものに限る)、水産加工業協同組合(同法第93条第1項第2号の事業を行うものに限る)及び水産加工業協同組合連合会(同法第97条第1項第2号の事業を行うものに限る)
 - チ 農林中央金庫
- (9) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)
 - 信金中央金庫
- (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (12) 振替業
- (13) 両替
- (14) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く)
- (15) 金融等デリバティブ取引((5)及び(14)に掲げる業務に該当するものを除く)

- 5.国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く)
- 6.法律により信用金庫が営むことのできる業務
- (1)保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
- (2)当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
- (3)高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところ

- により、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く)
- (4)地方債又は、社債その他の債券の募集又は管理の受託
- (5)電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
- (6)共済募集業務(中小労災共済法に基づく共済募集)
- 7.企業等の事務受託業務

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事、非常勤理事、常勤監事及び非常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払い時期及び支払い方法

(2) 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	141.841

(注)1.対象役員に該当する理事は10名、監事は3名です。

2.上記の内訳は、「基本報酬」95百万円、「賞与」25百万円、「退職慰労金」21百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3.2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

沿革

金庫のあゆみ

郡山信用金庫

昭和	3年	9月	産業組合法による有限責任郡山町信用組合設立
	9年	3月	保証責任に組織変更
	13年	8月	郡山町信用販売購買利用組合と改称
	19年	3月	農業団体法により解散
		4月	郡山町農業会設立
	23年	8月	信用部門を分離し市街地信用組合法の制定により有限責任郡山町信用組合設立
	25年	4月	中小企業等協同組合法により郡山町信用組合に改組
	26年	10月	信用金庫法に基づき郡山信用金庫に組織変更

奈良市信用金庫

昭和	9年	6月	産業組合法による有限責任奈良市信用組合設立
	18年	4月	市街地信用組合法の制定により奈良市信用組合として組織変更
	25年	4月	中小企業等協同組合法により奈良市信用組合に改組
	26年	10月	信用金庫法に基づき奈良市信用金庫に組織変更

奈良信用金庫

昭和	50年	9月	郡山信用金庫と奈良市信用金庫が合併し『奈良信用金庫』に名称変更
	55年	4月	新本店移転開店
	62年	4月	両替商業業務開始
		12月	日本銀行と当座取引開始
平成	元年	3月	創業60周年記念決起大会開催
		9月	創業60周年記念提言集発刊
		12月	総預金1,000億円達成
	4年	11月	理事長糸谷精己が黄綬褒章を受章
	11年	3月	総貸出金1,000億円達成
	13年	3月	総預金1,500億円達成
	14年	11月	前会長 高橋義夫が黄綬褒章を受章
	16年	2月	総預金2,000億円達成
	22年	3月	総預金2,500億円達成
	25年	5月	理事長加藤正祐が旭日双光章を受章
	26年	9月	総預金3,000億円達成
		12月	総貸出金1,500億円達成
	30年	3月	総貸出金2,000億円達成
令和	元年	9月	創業90周年記念誌作成
		11月	「持続可能な開発目標(SDGs)」へ加盟
	5年	9月	創業95周年

取扱手数料一覧

振込手数料

項 目	振込金額	窓口 ※1	ATM		インターネット バンキング	FB・HB	自動送金 ※2
			現金	振替			
内国為替	当金庫宛	5万円未満	220円	110円	0円	0円	0円
		5万円以上	440円	330円	0円	0円	0円
	他行庫宛	5万円未満	660円	440円	275円	330円	440円
		5万円以上	880円	660円	440円	550円	660円

※上記表は、全て電信扱い。文書扱いは付帯物件付のものに限り承っております。660円の手数料がかかります。

※1 視覚障がい者の方が「窓口」でお振込みをされる場合、ATM振込みできる金額の範囲内に限り、ATM振込扱いの手数料でご利用いただけます。

※2 一律55円の口座振替手数料が別途かかります。

基本手数料

項 目	単位	金額
FB	1ヶ月	3,300円
ならしWEB-FB	1ヶ月	1,100円
HB	1ヶ月	1,100円
インターネットバンキング	1ヶ月	個人のお客さま ※1 無料
		法人・個人事業主さま ※2 1,100円

※1 屋号、商号等でご使用の口座は除きます。

※2 新規契約は個人のお客さまに限定させていただきます。法人・個人事業主の方は「ならしWEB-FB」をご利用ください。

組戻料等

項 目	単位	金額
振込組戻料	1通	660円
取立手形組戻料	同一店	無料
	同一店以外	1通 660円
不渡手形返却料	同一店	無料
	同一店以外	1通 660円
取立手形店頭呈示料	1通	※660円以上

※660円を超える場合に実費をご負担いただきます。

代金取立手数料

項 目	単位	金額
入金扱	電子交換	1通あたり 無料
取立扱	電子交換	同一店内 1通あたり 無料
		上記以外 1通あたり 660円
	電子交換所非加盟金融機関宛て(個別取立)	1通あたり 1,100円

※2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立は終了しました。

集金手数料

項 目	頻度	単位	金額
集金手数料	週1回	1ヶ月	8,800円

※回数が増える毎に8,800円が加算されます。

貸金庫使用料

項 目	単位	使用料
簡易型貸金庫	1年	13,200円
電動型	第一種	1年 15,840円
	第二種	1年 21,120円
	第三種	1年 39,600円

夜間金庫関連

項 目	単位	手数料
基本手数料	1年	66,000円
入金帳発行	1冊(50枚)	5,500円

再発行手数料

項 目	単位	金額
通帳・証書	1冊	1,100円
キャッシュ・ローン・IB・貸金庫カード	1枚	1,100円

未利用口座管理手数料

項 目	単位	手数料
未利用口座管理手数料	1口座	1,320円

※2021年4月1日以降の口座開設において一定条件を満たす場合手数料がかかります。

自動集金手数料

項 目	単位	手数料
Eメール方式 月額基本手数料	1ヶ月	1,100円
請求1件につき	1件	220円

両替手数料(1件あたり)

	窓口	両替機(両替機設置店のみ対象)	
		当金庫 キャッシュカードを お持ちでない場合	当金庫 キャッシュカードを ご利用の場合 ※1
1～50枚	無料	100円	1日1回 無料
51～100枚	(※2) 330円	200円	
101～300枚	550円	300円	
301～500枚	550円	400円	
501～1,000枚	1,100円		
1,001枚以上	1,100円+500枚毎に 550円を加算		

※1 当金庫のキャッシュカード1枚に対し、1日1回に限り100枚まで無料。

※2 当金庫の通帳、キャッシュカード、アプリ画面のうち、いずれかのご提示により、お一人さま1日1回に限り100枚まで無料。(例) 当金庫の通帳を提示して200枚両替する場合、手数料は550円となります。)

硬貨入出金手数料

1～100枚	無料
101～500枚	(※1) 550円
501枚以上	550円+500枚毎に550円を加算

※全てのお客さまを対象とします。

※口座に対する硬貨入金、硬貨出金を対象とします。

※1 硬貨出金の場合、お一人さま1日1回に限り500枚まで無料。

※公共料金、税金納付や振込等に硬貨をご利用される場合も対象とします。

融資関連

項 目	手数料
住宅ローン	一部繰上返済 固定金利特約期間中 33,000円
	変動金利利用中 11,000円
	全額繰上返済 固定金利特約期間中 33,000円
	変動金利利用中 11,000円
	固定金利型選択事務手数料(1件) 11,000円
	全国保証住宅ローン取扱手数料 55,000円
	期間延長・割賦金見直し手数料 11,000円
	不動産調査手数料 55,000円
事業性不動産調査手数料	55,000円
抵当権者の開発同意等発行手数料	11,000円
融資証明書発行手数料	11,000円

その他発行手数料

自己宛小切手 ※	1枚あたり	550円
残高・利息証明書	都度発行	1通あたり 550円
	相続によるもの	1通あたり 1,100円
	相続によるもの (既経過利息証明つき)	1通あたり 2,200円
	当金庫所定用紙以外 (監査法人所定用紙等)	1通あたり 1,100円
包括残高証明書	1通あたり	770円
取引履歴書	10枚まで	550円
	10枚を超え1枚毎に55円	

※自己宛小切手の発行は2026年9月末をもって終了します。

でんさいサービスにかかる手数料一覧

■ 基本手数料(月額)

でんさいサービスのご利用内容	基本手数料(月額)
受取、譲渡、割引のみご利用のお客さま(債権者利用)	無料
受取、譲渡、割引に加え発生記録をご利用のお客さま(債務者利用)	無料

※「ならしんWEB-FB」など、他の当金庫インターネットバンキングをご利用いただいている場合は別途、該当サービスの基本手数料がかかります。

■ 従量手数料(1回あたりの手数料)【ご利用の翌月に、前月分を一括してご請求させていただきます。】

手数料種類	手数料金額		対象のお客さま
	当金庫宛(当店宛含む)	他行宛	
発生記録手数料(振出に相当)	330円	660円	発生記録請求者(債務者または債権者)
譲渡記録手数料(裏書に相当)	165円	330円	譲渡人
分割譲渡記録手数料(でんさいネット独自サービス)	330円	660円	譲渡人
保証記録手数料(手形保証に相当)		330円	債権者
支払等記録手数料(別途支払済み情報の登録)		330円	支払等記録請求者(債務者または債権者)
変更記録手数料(債権情報の変更)		330円	変更記録請求者(債務者または債権者)
口座間送金決済手数料(当座決済後の送金に相当)	無料	無料	債務者(実際の債権分割数は決済時に通知されます)
入金手数料	無料	無料	債権者(入金依頼者)

※やむを得ない事情によりパソコンを介さず窓口で手続きをする場合は、上記+330円の手数料で対応いたします。

■ その他手数料【ご利用の都度、手数料をいただきます。】

手数料種類	手数料金額		対象のお客さま
窓口代行手数料	当金庫では常時代行はしていません	—	依頼者
開示手数料	通常開示(PC)	無料	請求者 (お客さまのPCによる開示)
	通常開示(書面)	550円	請求者 (書面代行による開示)
	通常開示(書面) でんさいに依頼するもの	3,300円	請求者
残高証明発行手数料	残高開示(書面) でんさいに依頼するもの	4,400円	請求者
変更記録手数料(書面) (PC対応不能の債権情報変更)	PCで対応ができない内容の債権変更を書面で でんさいに依頼するもの	2,200円	変更記録請求者 (債務者または債権者)
口座間送金決済中止手数料 (組み戻しに相当)	依頼返却となるもの (当金庫・他行宛の差なし)	880円 ×債権分割数	依頼者(債務者または債権者) (実際の債権分割数は中止時に通知されます)
支払不能情報照会手数料	情報照会(書面) でんさいに依頼するもの	3,300円	請求者
特定記録機関記録変更手数料 (でんさいネットへの債権移動)	当金庫でご利用のでんさいネットへ 電子債権を移動した際に口座引落しされるもの	4,400円	債権者

※上記手数料とは別に、他の提携記録機関においても「特定記録機関記録変更手数料」を定めている場合があります。

※支払不能情報の照会は書面のみとなります。(PCからはできません。)

店頭ATM手数料一覧

		8:00		8:45		9:00		14:00		17:00		18:00		21:00		22:00				
奈良信金 大和信金 奈良中央信金 カード	平日	入出金	無料																	
	土曜	入出金	無料											お取扱いいたしておりません						
	日・祝日	入出金	無料																	
他信用金庫 カード	平日	入出金	110円	無料											110円					
	土曜	入出金	110円	無料							110円			お取扱いいたしておりません						
	日・祝日	入出金	110円																	
都市銀行 信託銀行 地方銀行 農協 カード	平日	出金	220円	110円											220円					
	土曜	出金	お取扱いいたしておりません			110円							220円			お取扱いいたしておりません				
	日・祝日	出金				220円														
第二地銀 信用組合 労働金庫 イオン銀行 カード ※1	平日	入出金	220円	110円											220円					
	土曜	入出金	お取扱いいたしておりません			110円							220円			お取扱いいたしておりません				
	日・祝日	入出金				220円														
ゆうちょ銀行 カード	平日	入出金	220円	110円											220円					
	土曜	入出金	220円			110円							220円			お取扱いいたしておりません				
	日・祝日	入出金	220円																	

■ 手数料無料です。 ■ 手数料が1回110円がかかります。 ■ 手数料が1回220円がかかります。

※1 一部、入金のお取扱ができない金融機関もございます。

※CDキャッシング手数料は1回あたり110円の手数料がかかります。

※手数料については、全て基準日現在の消費税込みの表示となっております。税制が変更された場合は、新しい税率で計算した手数料が必要となります。

(2026年7月1日現在)

ならしんの
経営方針について

お客さまへ

地域貢献

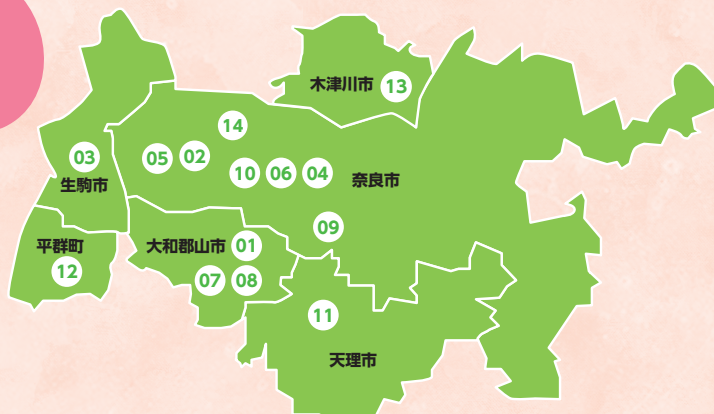
業務のご案内

資料編

金庫の概要

ならしん 店舗ネットワーク

奈良県内外
15店舗で
展開しております



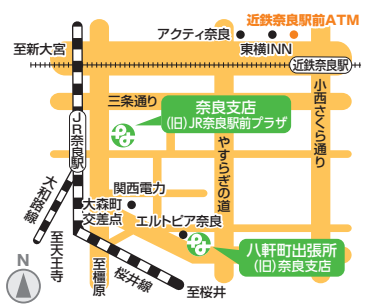
01 本店営業部



03 生駒支店

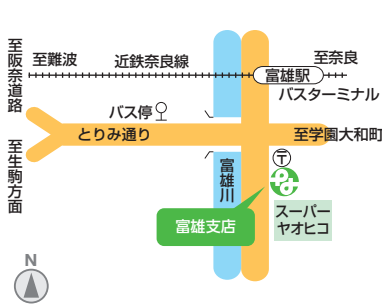


04 奈良支店・八軒町出張所



※奈良支店は2022年7月4日に移転しました。

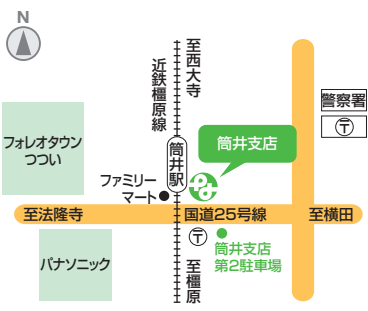
05 富雄支店



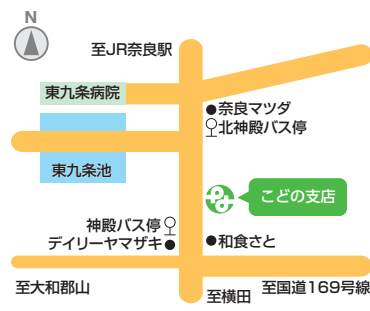
07 小泉支店



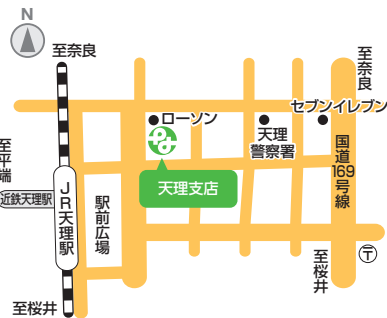
08 筒井支店



09 こどの支店



11 天理支店



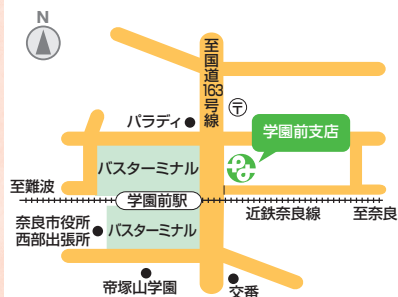
12 龍田川出張所



13 木津川支店



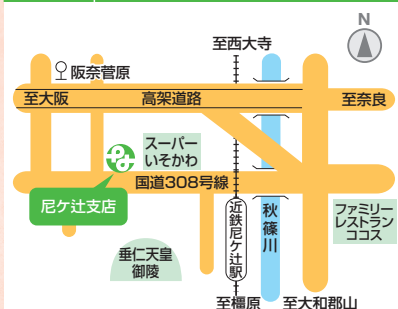
02 学園前支店



06 大宮支店



10 ニケ辻支店



14 押熊出張所



店舗一覧

店名	住所	電話
01 本店営業部	〒639-1082 大和郡山市南郡山町529番地の6	(0743)54-3111(代)
02 学園前支店	〒631-0036 奈良市学園北2丁目1番2号	(0742)45-4567(代)
03 生駒支店	〒630-0251 生駒市谷田町843番地の5	(0743)74-1011(代)
04 奈良支店	〒630-8244 奈良市三条町511-3 奈良交通第2ビル	(0742)26-8111(代)
05 富雄支店	〒631-0078 奈良市富雄元町2丁目6番31号	(0742)45-4401(代)
06 大宮支店	〒630-8115 奈良市大宮町6丁目3番地の8	(0742)33-1771(代)
07 小泉支店	〒639-1042 大和郡山市小泉町549番地の2	(0743)52-0505(代)
08 筒井支店	〒639-1123 大和郡山市筒井町727番地の3	(0743)56-5450(代)
09 こどの支店	〒630-8441 奈良市神殿町667番地の1	(0742)63-3117(代)
10 ニケ辻支店	〒631-0845 奈良市宝来1丁目9番1号	(0742)41-2454(代)
11 天理支店	〒632-0017 天理市田部町531番地	(0743)62-3006(代)
13 木津川支店	〒619-0215 木津川市梅美台8丁目1番5	(0774)72-4411(代)

出張所

04 八軒町出張所	〒630-8325 奈良市西木辻町146番地	(0742)26-8111(代)
12 龍田川出張所	〒636-0911 生駒郡平群町椿井715番地の1	(0745)45-1311(代)
14 押熊出張所	〒631-0011 奈良市押熊町557番地7	(0742)48-1260(代)

出張所および木津川支店では昼休業を実施しております。

[出張所・木津川支店営業時間] 平日 9:00～11:30 12:30～15:00 (11:30～12:30は窓口休業)
※八軒町出張所は 12:00～13:00が 窓口休業

会員たる資格

信用金庫の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる者に該当する個人にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超える事業者を除くものとし、第1号又は第2号に掲げる者に該当する法人にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本金の額又は出資の総額が9億円を超える事業者を除くものとする。

- 一 その信用金庫の地区内に住所又は居所を有する者
- 二 その信用金庫の地区内に事業所を有する者
- 三 その信用金庫の地区内において勤務に従事する者
- 四 前3号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

信用金庫連合会の会員たる資格を有する者は、その連合会の地区の一部を地区とする信用金庫であって、定款で定めるものとする。

CD・ATMご利用時間(入出金)

	平日	土曜日	日曜・祝日
営業店コーナー(奈良支店・木津川支店を除く)	8:00～22:00	8:00～17:00	8:00～17:00
奈良支店	8:00～22:00	8:00～22:00	8:00～22:00
木津川支店	8:30～22:00	8:30～22:00	8:30～22:00
大和郡山市役所	9:00～17:00		
プライスカット大和小泉店内	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～22:00
イオンモール大和郡山内※1	10:00～22:00	10:00～22:00	10:00～22:00
近鉄奈良駅前	8:00～22:00	8:00～22:00	8:00～22:00
八軒町出張所	8:00～22:00	8:00～17:00	8:00～17:00
押熊出張所	8:00～22:00	8:00～22:00	8:00～22:00

※1 県下三金庫合同ATM

両替機設置店ご利用時間	奈良支店	平日	9:00～15:00
	押熊出張所	平日	9:00～15:00

(2026年7月1日現在)

※奈良支店の両替機は、2026年10月30日(金)をもちまして取扱いを終了いたします。

※地図上や店名欄の番号は、店舗位置を示すための番号です。

店舗コードとは一致しない場合があります。

NARA SHINKIN BANK REPORT 2026

ならしん 公式SNS

LINE



<ならしん>のイベントやおトクな情報を配信しています。質問等をメッセージで送っていただくと、「ならっきー」が直接お答えします！
@narashin

Instagram



「ならっきー」の日常写真や、「ならっきー」が訪れた地域のお店情報を定期的に発信しております。
@nalucky_insta

X



「ならっきー」が日常や<ならしん>の情報をつぶやきます。
@naluckyofficial